

令 和 6 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

3月会議 3月 4日 開 会
3月 17日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 7 年 3 月 4 日 (火曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 3 月会議会議録

(第 1 日目)

令和7年3月4日（火曜日）

応招議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

応招議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 三浦浩君 |
| 総務課長兼 歌津総合支所長 | 千葉啓君 |
| 企画課長 | 岩淵武久君 |

| | |
|---------------|--------|
| 町民税務課長 | 高橋 伸彦君 |
| 保健福祉課長 | 及川 貢君 |
| 環境対策課長 | 菅原 義明君 |
| 農林水産課長 | 遠藤 和美君 |
| 商工観光課長 | 宮川 舞君 |
| 建設課長 | 及川 幸弘君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 男澤 知樹君 |
| 上下水道事業所長 | 山内 徳雄君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤 宏明君 |
| 教育育長 | 齊藤 明君 |
| 教育委員会事務局長 | 芳賀 洋子君 |
| 代表監査委員 | 横山 孝明君 |
| 監査委員事務局長 | 佐藤 正文君 |
| 選挙管理委員会事務局書記長 | 千葉 啓君 |
| 農業委員会事務局長 | 遠藤 和美君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|-------|
| 事務局長 | 佐藤 正文 |
| 次長兼総務係長 兼議事調査係長 | 小野 寛和 |
| 主幹 | 佐藤 美恵 |
| 主事 | 小野 真里 |

議事日程 第1号

令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日より3月会議の開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、お隣の県の大船渡市の山林火災、今日で6日目となりました。昨日はむしろ勢いを増しているような感じがしております、心配をいたしております。一刻も早く鎮火されるよう祈っているところでございます。そして、心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。

3月会議は予算議会でございまして、令和7年度の予算の審議を行う重要な議会であります。長丁場となりますので、健康に十分留意されまして活発な議論をされますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年度南三陸町議会3月会議を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、私から御紹介をさせていただきます。

去る2月5日、東京で開催されました全国町村議会議長会総会において、並びに2月20日、仙台で開催されました宮城県町村議会議長会総会において、星喜美男議長がそれぞれ自治功労者表彰を受けられましたので、御披露申し上げます。

このうち、全国町村議会議長会からの表彰について、南三陸町議会先例及び運営基準157項の規定に準じ、ここで表彰状の伝達を行います。伝達者は菅原辰雄副議長にお願ひいたします。

それでは、星議長、菅原副議長、議長席前まで御移動のほうをお願いいたします。

○副議長（菅原辰雄君）【表彰状伝達】

○議長（星 喜美男君）どうも皆様、ありがとうございました。

このほか、議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり財政援助団体等監査報告書、定期監査報告書、例月出納検査結果報告書が提出されております。

次に、一般質問は、須藤清孝君、後藤伸太郎君、阿部司君、佐藤正明君、菅原辰雄君、伊藤俊君、今野雄紀君、及川幸子君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君）総務産業建設常任委員会は、令和6年12月4日、令和7年2月13日、同じく2月18日におきまして、いろいろ調査を行いました。

調査概要につきましては、4ページに記載されております持続可能な林業振興について調査するため、町有林の管理状況及びYES工房にて現地調査を行いました。

ずっと下のほうになりますけれども、結果につきましては、地域の木材を地域で活用することなどから、さらに付加価値の高い商品の形で発信していくことで町の森林資源管理を生かしていく活動を続けているようありました。これについて、木材の流通等ですか、林業振興の先進地事例を調べる必要があることから、継続調査とするものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君）以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君）それでは、民生教育防災常任委員会からの所管事務調査について報告いたします。

調査の概要、令和7年1月16日、土砂災害についての現地調査を行った。県職員3名、当町

建設課職員2名の同行の下、県の事業として進められている入谷地区、童子下の砂防堰堤工事の進捗状況、林際の工事予定地の現地調査を行い、現状を確認した。

今回は、町内での防災・減災のための具体的な事業について現地調査を行ったが、他の自治体での取組状況等も調べる必要があるため、継続調査とするものであります。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会広報常任委員会です。

議会広報常任委員会では、議会だより第76号、これは昨年の12月会議及び今年の1月会議の内容を町民の皆様にお知らせするものであります、その編集作業のため、数回にわたって委員会を開催したところでございます。

また、今回の3月会議の議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成し、ホームページに掲載しているところでございます。

委員会としては、次号の議会だより作成のため、継続調査とするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会運営委員会では、令和7年1月30日、2月26日に、それぞれ1月会議並びに3月会議の議会運営についての協議を持ったところでございます。

報告は以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 議会活性化特別委員会では、令和7年1月17日、住民と議会の懇談会について話し合いました。その後、タブレット端末操作研修会を開催しております。

1月23日、住民と議会の懇談会、今回は町内の行政区長の方々にお集まりをいただきまして、2班体制で2日間にわたり開催をいたしております。

1月30日、タブレット端末操作研修会を行っています。

2月18日、過日行われた住民と議会の懇談会の内容について、あるいは対策、対応についてを協議いたしました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員長の報告、説明を許可します。東日本大震災対策特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 東日本大震災対策特別委員会では、令和7年2月18日、東日本大震災からの復興に関する対策として会議を開き、継続調査をすることと確認をいたしております。
以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で東日本大震災対策特別委員会の報告を終わります。
これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和6年度南三陸町議会3月会議の開会に当たりまして、1月会議以降における行政活動の主なものとして、仙台大学との地域連携協定の締結についてを御報告申し上げます。

去る1月31日、役場本庁舎において、仙台大学の松本副学長、南三陸高等学校難波校長出席の下、地域連携協定の締結式を執り行いました。

この協定は、仙台大学、南三陸高等学校及び本町の3者において、保育士等の養成、定着に關して相互に協力していくことを目的とし、南三陸高等学校から保育士等の資格取得を目指して仙台大学に入学した生徒に対し、各種支援を実施するものであり、令和8年4月の入学生から適用とする予定としております。

この協定に基づき、3者で連携、協力しつつ、保育士等の人材育成を図り、将来的に町内の教育・保育施設への就業につなげていきたいと考えております。併せて南三陸高等学校の魅力化の向上に資することを期待しております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された請願、陳情等の処理状況の報告に対する質疑を許します。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

1点だけ伺いたいと思います。

今回、陳情の処理状況なんですけれども、国道と県道と町道に対する請願の処理状況が載っ

ているわけなんですけれども、昨今、議場で道路の改修云々ということも出ていますが、そこで伺いたいのは、今回、こういった陳情、請願等によって道路の改修等の優先順位というのは上がるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、必ずしも要望、請願があったからといって優先順位が上がるというものではありません。状況等を総合的に勘案しまして、効率性、効果とかその辺を検証いたしまして順次対応していくことになりますので、必ずしも要望、請願を上げていただいたことによって順位が上がるというものではございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 平成27年、請願12の1。これもう10年になって回答を受けているというようなことになっているようですが、その前に2車線が確保されていることなどからということですが、この2車線というのはどこを示しているのか、その辺のやつ分かるんでしたら。そして、この10年間どのような要望で進められてきているのか、経過等が分かっているんでしたらお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、請願、陳情の場所は、鏡石の分かりやすく言いますといりやどの398号線からの入り口付近ということでございます。

それと、活動といいますか請願、陳情に対しての町の対応といたしましては、毎年継続いたしまして398号線の整備期成促進同盟会等々で県のほうに要望してまいったわけではございませんが、処理状況のほうに記載のありますように、令和6年11月の要望会において、県のほうから明確に当該路線については2車線、片側1車線ずつセンターラインのある道路ということでございますが、それとあと一次改良が済んでいるということもあって、今、現段階でさらなる改良は困難であるということで、明確化といいますか一定程度明確な回答をいただいているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 私も申し訳なかつたんですけども、請願の内容を十二分に理解していない形でありますけれども、その場所については398、緩やかなカーブです。それを旧道の398のほうに渡るために危険性を要するということで、不足ライン等、不足幅ですか、それをもう要望されているのではないかと思うんですが、あの地区では結構事故も発生しており

ます。それと同時に、今季につきましては雪も降らなくて安全だったんですけども、やはりあそこは緩やかなカーブのために半分以上の方は結構スピードを出していくものですから、右折している車と追突する可能性が十分にあるような場所でございますので、その辺は県のほうでは理解しているのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら、県のほうでも状況等は、毎年毎年、町のほうからも要望させていただいておりましたところ、毎年のように現地の確認をいただきまして、状況としては県のほうは十分に把握していると考えてございます。

それとおっしゃることは重々理解はいたしますが、やはり道路構造令上の基準を満たしているということもございますし、やはりカーブだということで、確かにカーブももう少し緩やかにできないかというようなところも含めて要望はしてまいったところでございますが、なかなか昨今の財政状況、あとは近年頻発化する災害等によって、なかなかそこまで手が回らないというのが実情ではなかろうかなと推測をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 事情は分かります。それで、請願者の方々は、もう既にこれは連絡、通達はしてあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 請願者の方々には、紹介議員さんを介しまして、一応今回こういった明確な県からの回答をいただきましたこと、それと請願書を頂いて10年経過ということで、ここで一区切りつけさせていただきたいという旨でお願いをしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で請願、陳情等の処理状況の報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、須藤清孝君。質問件名、交通安全対策と防犯対策について、以上1件について須藤清孝君の登壇発言を許します。4番須藤清孝君。

〔4番 須藤清孝君 登壇〕

○ 4番（須藤清孝君） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、壇上より交通安全対策と防犯対策について、町長と教育長にお伺いしたいと思います。

県内自治体として死亡事故ゼロ10年間の記録を更新中の当町でありますが、官民一体となり特に町民の協力なくしては成し遂げることができなかつた偉業であると思っております。

一方、平成15年から一貫して減少傾向にあった国内での刑法犯認知件数が、令和3年から3年連続で前年を上回ってきております。社会情勢の変化とともに犯罪の内容が変化しているものと解しますが、この先も町民が安心して安全に暮らしていけるまちづくりのためには、交通安全対策と防犯対策の充実は必要不可欠なものであると考えております。

そこで1点目、交通安全対策の現状と課題について。

2点目、現状における防犯対策の傾向と今後の取組について。

以上2点に分けて質問を行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、須藤清孝議員の御質問、交通安全対策と防犯対策について、私からは質問の1点目及び2点目についてお答えをさせていただいて、1点目につきましては教育長から答弁をさせたいと思います。

初めに、御質問の1点目、交通安全対策の現状と課題についてであります。本町における南三陸警察署管轄の交通死亡事故は、先ほどお話ありましたように平成26年5月31日の歌津字皿貝地区での事故以降は発生しておりません。昨年6月1日をもって交通死亡事故ゼロ10年を達成し、現在も継続をしております。本年5月14日には、交通死亡事故ゼロ4,000日を達成する見込みであります。

交通安全対策の現状としては、春と秋に実施する交通安全町民総ぐるみ運動において、各行政区の計画によりまして、交差点横断歩道付近に朝早くからプラカードやのぼり旗を持った地域住民による街頭指導、啓発活動を実施していただいているところであります。

課題といたしましては、高齢化の進展もありまして年々参加者が減少していること、また、風が強いときには、プラカードやのぼり旗を持っていることによりドライバーあるいはのぼり旗を持っている本人が危険な状態になることも想定されますことから、安全面を考慮しつつ、各行政区等との連携を図りながら実施要領等の創意工夫、検討が必要ではないのかと考えております。

これから観光シーズンには、観光客等の来町に伴い町内でも交通量の増加が想定されます

が、事故は一般道や三陸縦貫道路などに限らず施設敷地内の駐車場等での発生も確認をされております。ドライバー自らがふだんから安全運転を心がけ、歩行者も含み、交通ルールを遵守することで交通事故の減少につながることから、安全・安心な町を実現していくために、引き続き南三陸警察署や交通安全関係団体等と連携し、交通安全の普及啓発に努めていかなければならぬと思っております。

次に、御質問の2点目、防犯対策の傾向と今後の取組についてであります。近年の犯罪の傾向として全国的に目立つのが、闇バイトサイトに募集した者たちが親族、警察官を装い金銭をだまし取るオレオレ詐欺等の特殊詐欺や、強盗及びSNSを通じて関係性を深め信用させ、一切対面することなく金銭をだまし取るSNS型投資詐欺が挙げられます。町内においても、同種犯罪に巻き込まれた事案が令和5年、6年共に4件発生しています。

防犯対策の傾向としては、防犯機能つき固定電話の設置や、怪しい電話がかかってきたらすぐ電話を切り警察や家族に相談するというのが一般的と言われております。

本町の今後の取組としましては、引き続き南三陸地域安全指導員による防犯パトロールや、南三陸警察署との連携による防犯機能つき固定電話の普及活動に加え、昨年、協定を締結いたしましたヤマト運輸様との包括連携協定に基づく防犯に資する活動等を通じて地域ぐるみで犯罪を抑止し、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から須藤清孝議員の御質問1点目、交通安全対策の現状と課題についてお答えいたします。

通学路における児童生徒の安全確保については、教育委員会といたしましても極めて重要であると考えており、毎年行っている通学路安全点検において交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、道路管理者、町総務課危機対策係、各学校担当者と対策を検討、実施してまいりました。

各学校におきましても、交通安全教室や自転車点検、自転車通学者指導を通して、基本的な交通ルールや安全な通行方法について指導を行っているところであります。

また、登下校の見守り活動につきましては、地域と連携、協働して取り組んでおり、校門や校地周辺の横断歩道での定点での見守り、下校指導やバス乗車指導などの付添いでの見守り、

地域の見守り隊による「ながら見守り」など、地域全体で子供たちの安全と成長を見守っているところであります。

スクールバス、公共交通機関の利用や保護者の送迎で通学する児童生徒の増加など、児童生徒の通学をめぐる事情も年々変わってきております。教育委員会といたしましては、安全確保の在り方についても地域の実情に合わせて見直しながら、今後も学校、家庭、地域と連携した交通安全の取組を推進してまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、質問していきたいと思います。

様々答弁いただきましたが、順を追っていきたいと思うんですけれども、まず、町のほうの取組として、5月14日ですか、4,000日を目前としております。その4,000日を超えると、当然6月を迎えると11年という感じになるんでしょうけれども、この10年というのは偶然成し遂げられたものではないんだと私は思っておりまして、先ほど通告のときに申し上げましたが、町民の協力なくして成し得なかったと思っております。

そこで、ただ、これちょっと否定的な話ではないんですけども、個人的には交通安全意識が物すごい高い町なんだという印象はないんです、僕。薄いとも申し上げないし、特別濃くはないのではないかなど。ただ、住民の意識、町も含めて高いというのは何となく分かるんですけども、何となく雰囲気に伝わってきていない感じがしていて、ただ結果として10年というのは成し遂げられたものですから、この結果につながった根拠とか要因というものはどういったところにあるのかなと町は考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、さっきお話ししましたように町民の皆さんのお協力がなければ成し遂げられなかつたということですが、10年前振り返ってみると、基本的に町内のかさ上げ工事がスタートしているというところでございまして、町民のみならず、その頃は大変たくさんの方々が工事車両が町なか走っておりました。本当に町外から来た方々が大型ダンプを運転しながら町内を走りましたが、そういう方々も、この町内の交通事故防止ということについては、非常に心を碎いていただいて安全運転に資していただいたということが、結果としてこういう10年というのに結びついたと思っておりますので、一義的には町民の皆さんですが、そのほかにも全国からたくさんの仕事でおいでになった方々がいらっしゃるんですが、その方々もお協力をいただいた結果として、こういういわゆる大変すばらしい記録をつくっているなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 分かりました。

課題、御答弁いただきましたけれども、高齢化とかあと参加が減少傾向にあると。やり方ものぼり旗、桃太郎旗とも言ったりしますけれども、最近見かけると思います。ただ、やっぱり風の強いときとか危ないんですよね。ただ、街頭での交通安全期間とかの年2回ですか、あれの活動は物すごく意味があることだと思っていて、ほかの町村とかでここまで積極的にはやっていないんじゃないかなと私は思っています。

それなんだけれども、やっぱり課題としては、高齢化は本当に、町長おっしゃっていましたけれども、雨とか風の日でも結構見かけるんです。戸倉辺りなんかもう漁業かっぱ着て、悪天候のときには無理して立たなくていいですよとは多分言っているんだと思うんですけれども、ところが皆さん真面目だから水を浴びながらでも立っていてくれているところがちょっと心痛いなと思っていました。

対策的に、これから安全面を考慮した上で各行政区と協議していくということなんですけれども、これから協議していくことなので具体的なアイデアというのはまだ持ち合わせていないと思いますが、一応確認のためお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 街頭指導は、警察署長が変わってくるたび、あるいは交通課長が変わってくるたびに、うちの街頭指導を見て、こういう活動を展開しているのは南三陸町だけだねというお話をいただいておりますので、多分、ほかの町ではなかなかやっていない街頭活動なんだろうと思います。

とりわけ震災前は、本当に角々にたくさんの方々の皆さんに出ていただいて街頭キャンペーンを展開していただきましたが、震災後、高台移転をしてそれぞれのコミュニティーの問題もあるんだろうと思いますが、やはり震災前に比べはるかに人数は少なくなってきたいるということもございますし、それが1つ高齢化だけということではなくて、それぞれの地域のこれまでのコミュニティーの問題というのがやっぱりそこには色濃く出ているのかなという感じは、私も街頭、初日、パトカーに乗ってぐるっと回りますので大体ずっとこれまでの緯を見ていくので、そういう傾向が出てきているのかなと思います。

ただ、その辺の御質問の具体的な内容については、今、担当の課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

確かに今、議員お話しされたように、高齢化という部分の中で、町としてはお話あったように雨とか風のときは無理しなくていいですよという話はしているところなんですけれども、ただ、根本的な課題としてそういった場面が多く見られるというところは共通の認識だと思います。

まず、前、佐藤議員からだったと思うんですけども、お話あったように、町としては高齢者の方がもし街頭に立つ場合は、パイプ椅子等を用意して、座って安全な場所でプラカード、あとはのぼり旗を掲げてくださいという部分に関しましては、行政区長さんを通じて今後とも周知をさせていただきたいと思いますし、いずれ交通安全関係機関と毎年協議しながらそこの人垣作戦やっているところでございますので、そこは毎年よりよい方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） そうですね、これ10年とか記録が云々というのは結果論でありまして、このために頑張っているわけではないので、ましてや死亡事故というところなので、本当に命の向き合い方ということを考えると、1人でももう1回でもとにかく事故がないことをこれからも継続していく町になればいいなと思っております。その10年の経過というのが確認できました。

それから、あともう交通安全の対策としたらいっぱい様々な取組あると思うんですが、1点ちょっと具体的にお伺いしたいんですけども、2年前の4月に改正道路交通法というのが施行されて、そのときの記憶にある方も多いと思うんですが、要は、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されました。これを受けて、町のほうで行っている対応というのがあれば、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） この道路改正法上での自転車のヘルメット義務づけに関しましては、先ほどの答弁とちょっと重なるんですけども、毎年、春秋の交通安全の際に、町民総ぐるみ運動ということで、町長が会長となって各学校、あとは区長さんの代表、また町、交通安全機関、全てそろった中での協議会というのを開催しております。

その中の重点項目という中に、今、お話しされた自転車、あとは特定小型原動機付自転車、エンジンつきのキックボードです、そういう利用時にはヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底ということでの重点項目を設けて指導、またあとは啓蒙、啓発という部分を図って

いるという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） この自転車ヘルメットに関しては、この法が改正される前から、たしか子供たち、13歳以下に関してはもともと親の責任で子供たちにきちんととかぶせてくださいという法律だったと思います。これが対象の枠を外して全ての方にという適用で努力義務という形に変化していったんだと解釈しているんですけども、子供たちに関しては、町で見かける分には学校の指導とかもあってそのようになっているんだと思います。かなりの確率で、むしろかぶっていない子がいないんじゃないかなという現実だと思うんですけども、ただ、それ以外の大人の方たちでの着用率というのは、なかなかこれ数字に表わせるものではないんだと思います。調べようがないというか。ただ、インターネット上であったりとかすると、参考になるかならないかというところはまた別にして、着用率はさほど高くはないんですね。市街地であったり田舎だったりという差があるのであれですけれども、大体平均的に2割ぐらいだそうです。

ただ、自転車のヘルメットを今ちょっと伺っている理由としては、自転車による死亡事故での致命傷の6割から7割ぐらいが、頭部に傷を負って亡くなってしまうという統計が出ております。かぶっている場合とかぶっていない場合の、致死率という言葉を使っていいのかな、2倍以上になっているらしいんです。

ということで、県内いろいろ調べてみたら、6自治体ぐらいでヘルメットの購入補助金、これ2,000円ぐらいなんですけれども、というふうに取り組んでいる自治体もあります。1つの具体的な方法としてこういうことも考えられるのではないかと思うので、町の見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 実際、あまりそもそも自転車に乗っている方を見る機会も少ないというところもあるところでございます。ちょっと実態等を警察等関係機関と協議しながら、重点項目でもございますので、そこはちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、小中学校のほうをお伺いしたいと思います。

震災後のある程度の安全確保ができたということで、特別に出されていたバスも廃止されて、本格的な徒步通学が始まって数年がたちました。その間、登下校や放課後、休日においても

そうですけれども、事故の事例というはあるんでしょうか、交通事故の。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 児童生徒が歩いて、あるいは自転車等でいわゆる車との接触について
は、報告はございません。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 何もなくて何よりでございます。当初、バスの切替えのときに、私も袖
浜地区の人たちからいろいろ要請があって何度かこの場で質問させていただいたこともある
んですけども、あそこは県道の話だったのであれですけれども、荒澤神社の辺り、危険箇
所というか見通しも悪くて難しかったんですけども、その辺りでも結局事故の報告はない
ということですね。分かりました。

そこをちょっと話ついでに確認したいんですけども、あそこ県道なんですが、私、昨日、
一応もう1回通ってみたんですけども、何となく形になってきまして、これから間もなく
設置されるんでしょうねけれども、進捗状況とかお伺いできるのであれば伺ってみたいなど。

それと同時に、大森の登り口というか、あそこもいすれは形として整備されるのかどうか、
情報がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません、進捗状況については、間もなく終わるん
だろうなとは私も見ておりましたが、すみません、いつ頃というちょっと明確な情報は持
合させてございません。

それとあと、今、御質問のございました大森地区のほうまで行くのかということでございま
すが、今回の県道の清水浜志津川港線につきましては、荒澤神社周辺、災害防除というこ
とで、どうしても斜面から落石が度々あるということを主目的として、そういった災害を防止
するための改良と伺ってございまして、じゃあその前後についてはということなんですが、今
町のほうからも県のほうにちょっと問合せといいますかお聞きしたことはあるんですが、今
のところ、その前後については残念ながら具体的な方向性というのはお聞きできていないと
いうのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 交通事故だけじゃないんですよね、落石があそこ本当にあって、私、前
見たことあるの、こんなのがしばらく道路脇にカラーコーンを置いて、この間、あんなのが
転がってきたら本当に子供に限らず大人でも、車に当たってもそうですけれども、大事故に

なっちゃうので、あそこの道路が早く完成すればいいなと思っております。

学校のほうにちょっと戻したいんですけども、先ほど答弁いただきましたけれども、放課後とか休日の過ごし方にいたっても、学校のほうではずっと指導していただいていると。当然、自転車等も含めた指導も行っていると思うんですけども、中学生は多分自転車通学していると思うんですけども、小学生でも自転車通学という事例あるんでしょうか。指導のほうも含めて、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 小学校のほうの自転車通学を認めている小学校もあります。その学校においては、自転車の教室、技術指導を含めてしっかり指導しまして、親御さんとも相談をするんですが、通学のときに自転車で通学できるくらいの技能を持っているということを確認しながら許可をしている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ありがとうございます。

通学路の安全点検とか交通安全教室という、教育長答弁にありましたけれども、安全点検の風景とか私も、偶然ですけれども、見かけたことあるんです。あ、こうやってちゃんと箇所箇所で点検してくれているんだなあというのを確認できているんですけども、今の小中学生、ほとんど震災の記憶とかがないということもありながら、命の教育、命を守る教育というのも多分行われていると思います。交通安全においてもしっかりと教育していただいているんだなと私思っているんですけども、交通安全教育はやっぱり特別なものだと思っています、私。

さっき町長おっしゃっていましたけれども、町で取り組めることもそうだけれども、ドライバーとか皆さん個人個人の意識をきちっと高く持って個人個人できちっと努めていかなければいけないレベルなんだなあと思っているんですけども、何でこういうことを言うかというと、子供の頃に受けた交通安全教育というのの意識が生涯にわたる交通安全教育になるんだなと思っているんです。特別大人になったときに交通安全意識がじゃあすごく高まっていくかというよりは、どちらかというと、小学校のときに教わったこと、いいこと、悪いこと、正しいことというのそれが基準になって、そのまま大人の意識の中で継続しているんじやないかなと思っているんですけども、言わば町の交通安全対策のもう基盤になると言つても過言じゃないかなと私は思うんです、学校の中での教育がと思っているんですけども、教育長の所感はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校の教育というのは、全てお子さんの人生に関わるものだと、大変重要だと思っております。いわゆる学力だけではなくて命を守るということは最優先ですので、そういった外的なものによる障害、あるいは内的なものの障害、いわゆる交通安全だとか防災といった部分の命を守るところ、それから友人関係であったり言葉であったり文字であったりする障害についての指導などをしております。

今回、交通安全ということを鑑みますと、小学校の低学年、中学年、高学年に応じた交通安全指導というものを各学校が行っておりますので、子供たちにとってしっかりと将来にわたっても身につけるべき交通安全対策の教育になるように目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、防犯対策の傾向と今後の取組について、ちょっと話を進めていきたいと思います。

今回、私、珍しくお金のかかる話ししようかなと思って来ているんですけども、前段として通告内容の話にちょっと触れますけれども、20年間減少傾向にあった犯罪ケースという要因は、そこに起因するところは防犯カメラの普及に比例しているみたいなことをちょっと見てきたんですけども、新宿の繁華街辺りに防犯カメラを設置したあたりから極端に犯罪件数が減っていったと。それがだんだん時代とともに防犯カメラの普及率につながっていて、全国的な数字につながってきたという経緯だそうです。

近年の犯罪の傾向というところで私質問出していますけれども、内容がやっぱ変わってきてるんですよね。特殊詐欺であったりとか、町長答弁にありました最近だと闇バイトというような非接触型の犯罪というんですか、そういった傾向に実際来ています。その数字の表れが過去3年に上って、だんだん上昇傾向にある。ここが多分起点なんだと思うんですけども。なので、こういう通告で今回質問させていただきたいんですけども、ということで、特殊詐欺と防犯カメラについて、これからちょっと議論させていただきたいと思います。

まず、昨年の年末ぐらいにかけて、連日、特殊詐欺の啓発を促すアナウンスが防災無線で流れおりました。あれどれぐらいの期間やったのかな、半月以上は多分やったと思うんですけども、毎日毎日ずっと流れていたんです。そこにはきっと意味があるんだろうなと。先ほど、町長答弁で4件とかという数字ちょっとありましたけれども、これもそういうのに起因しているのかなとちょっと思ったんですけども、そういう被害件数と報告ですか、そこ

を1回確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、特殊詐欺、SNS型詐欺ということで4件というお話が町長答弁であったところでございます。令和6年の特殊詐欺被害につきましては、件数は1件で被害額が41万円、SNS型の投資詐欺が3件で被害額が1,121万円ということで、具体にこういった被害もありますし、被害まで行かなくてもそういった疑わしい電話があるということで、防災無線での啓発活動を行ったという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 全然私、町内でこういうことが起こっていると分かっていなかったものですから確認させていただいたんですけども、実際に当町にももう他人事ではない状況に来ているんだなと。闇バイトというか、この間、県内の高校生も行っていてという話もあるぐらいですから、その対策はやっぱりしっかりしていかなければいけないんだなあと思っています。

特殊詐欺電話撃退装置というお話、町長されていましたけれども、これはどういうもののかというか、どういった効果が見込まれるものなのか、もし情報をお持ちでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 特殊詐欺の電話がかかってきた際にそれを撃退するという内容の電話なんですけれども、何か画一的な様式があって統一的なものではなくて、各社それぞれ工夫を凝らした撃退方法での電話が開発されているというところでございます。ちなみに、撃退装置つきの固定電話ですけれども、これにつきましては、現状35市町村中、補助金制度を行っているのが14市町というところでございます。

正直、そういう電話があるというのは私分からなくて、年明けに警察のほうから特殊詐欺の被害が当町にあると。そういう補助金制度等もありますので町として検討してみませんかというお話をいただいたて、当然ながら、もう当初予算終わっている中だったのでちょっと今回7年度には組み込めなかったんですけども、いずれ撃退装置及び防犯カメラ等に係る部分の何らかの支援というのは行わなければならないのかなあという認識ではあります。ただ、その割合等に関しましては、ちょっと検討の余地が今後、その辺も警察等との協議で行なっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 年明けにそういう話がありましたということで、今、お伺いしました。

認識として共有していきたい部分なんだなと思うのであれですけれども、どういったものの内容なんですかと私なりにも一応調べたんですけれども、聞いたほうが早いかなと思って今確認したんですが、着信拒否なんていうのは聞き覚え、耳にすることが多いと思います。それから、あと着信拒否も国際電話の電話番号はもう完全に設定でシャットアウトできると。それに加えて、アナウンスが流れるんだそうですね、この電話は録音されますと。あれがどうやらおうちの電話のコールが鳴る前にもう放送が流れて、それを聞いている時点で犯罪者というかいかがわしい電話をよこす人はもう切っちゃうらしいんです。なので、家の電話はもう鳴らないと。

装置というからどんなものなのかなと思っていろいろ調べたら、形様々ですけれども、電話そのものがそういうあれなのかと思ったら、こういうのを要は電話機と電話線の間に挟むだけなんですよという装置が結構多いみたいです。撃退という言葉が出てきたりとかするから、どうやってやっつけるんだろうと思ったら、そういうふうないろいろな設定があって、それではほぼほぼ撃退できるとコメントされているところとかが多いみたいなので、予算の話もありましたし、検討の段階というか、ある程度もう町のほうでも対応に向けて話がされているんでしょうから、そこを確認できてよかったです。

町はどう考えているんですかと聞こうと思っていたんですけども、答弁でいただきましたので、その撃退装置、継続的に検討していただきたいなと思っております。

それから、あと防犯カメラの話に移りたいんですけども、昨年の9月の定例会ですか、防犯カメラの設置条例で1月1日からの施行だったと思います。犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的として定めたと認識しておりますが、じゃあ定められたその先は、せっかく条例化までしたんですからその先のことも何か考えているだろうなということでこういう質問するんですが、公共施設等の防犯カメラ、ある程度設置がそろっているんだと思うんですけども、この先の増加とかというのを見込んでいるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 公共施設に関しましては、今後、特に建てるという部分は大きくありませんので、そこは公共施設に関しましては、ほぼほぼ設置は済んでいきます。ただ、運用方法、プライバシーに配慮とするとかそういった部分での内容も今回盛り込んでいるというところでございます。

今後という部分に関しましては、先ほどお話ししました防犯カメラの設置という部分に当然シフトしていくのかなと思っています。それにつきましても、先ほど答弁申し上げましたように、警察等と今後検討していくところでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

須藤清孝君の一般質問を続行いたします。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 続けて質問します。

今後、公共施設の設置を見込んでいますかといったら、もうほぼほぼなので見込んでいないというお話ですけれども、管理漁港に関してはいかがでしよう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 漁港に関しましては、要望も何件か実は来ております。公共施設というちょっと定義が難しいところなんですけれども、隣県で船外機が盗難されるという部分の心配ということの中で、そういう要望があるというのは承知しているところでございます。

この件につきましても、ちょっと今後検討の余地があるということで、先ほどお話しさせていただきましたが、プライバシー等の部分の面もありますし、当然ながら経費の部分もありますので、そこはちょっと漁港に設置する場合は、また特殊な防犯カメラという部分もちょっと考えているというところでございますので、そこは今後検討というところで今現在進んでいるという内容です。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 近隣の自治体で船外機が盗難に遭いましたというのは、皆さんの記憶に新しいことかなと思っておりますけれども、犯罪の傾向はやっぱり変わっているんですよね。さっきの特殊詐欺が増えてきたというのと同時に、家屋とかの侵入犯罪というのはどちらかといったら減少傾向にあるそうです、家の造りとか防犯がしっかりしてきているというところで。ただ、車両であったり、都会のほうとかだと自転車も含まれているらしいんですけれども、金属盗というんですか、要は工事現場から銅線を盗んだとかその類いで、この辺に至っては、どっちかといったらやっぱり船外機とか漁港関係での盗難というのも忘れた頃に耳

にする事例ではあるのでちょっとお伺いしたいし、これもうちょっと続けたいと思うんですけども、管理漁港といつても少ないわけではないですから。ただ、いざ設置するとなつたときに、じゃあ1漁港に何個必要なのよという話だと思うんです。

この先にまた話続けていきますけれども、ただ、必要な情報として集めるためには、漁港の形は堤防が高くなったりしたこともあるって入り口がもうほぼほぼ1つだと思います。最低1個あれば、私、素人ながら、要は車での犯罪が多いですから最低1個あればいけるのかなと。全体を見通せてといって、例えば、北と南をちゃんと確保できれば情報が手に入るというような考え方なんだとは思うんですけども、具体的な検討というのを進めていっているんでしょうから、そこも含みおきいただければなあとちょっと思いました。

要は、犯罪の予防に抑止力につながるのが、さっき言った20年間ずっと犯罪が減ってきたというところでも、防犯カメラの抑止力はすごく高いんだと思うんです。それと含めて、あとは早期解決というところにすごく最近では寄与していると。何か事件が起きました、交通事故でも盗難でもそうですけれども、警察の要は防犯カメラを利用したリレー捜査というところにすごく早期解決という部分ではつながっているんじゃないかなと。実際そうだと思います。数値的なもの分からないですけれども。

じゃあ、そのリレー捜査の協力というのは、公共はもちろん何か協力要請が出れば提供もできるようなしつらえになっているわけですからしていると思いますけれども、民間の企業とか、あとはもう場合によっては個別のおうちに設置しているものの情報もリレー捜査の中に入っていくんだと思います。民間の協力もだから大きいということですね。今からの傾向で言うと、要は防犯カメラの設置は公共も民間も多分増えていくんじゃないかなと、いずれ、どの道。需要はどんどん伸びていているのかなあと私は認識しています。

県内自治体の補助制度を出しているところ、5市1町。ちょっと数字間違っていたらごめんなさい。去年の6年の4月の時点での数字的には、県内で補助金出しているところはそれぐらいの自治体があるそうです。補助金等も含めた検討というのはできていけるものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に物騒な社会になってきたなと思うのは、防犯カメラの今お話の中で防犯カメラが始まった頃というのは監視社会が強化されるということで非常に不安視をされた時期がありましたが、だんだんだんだんいろいろな犯罪が頻発するごとに、いろいろな防犯カメラが各地に、商店街もそうですが、いろいろなところに設置をされてきて、結果と

してそれが抑止力につながっているということは須藤議員がおっしゃるとおりでございまして、いざ犯罪が起きた際にも、そういったリレー捜査ということで非常に助かっているという部分もございますので、これからそういう防犯カメラを設置するということについては、時代の趨勢といいますか、流れで多分進んでいくんだろうなと思います。

ただ、具体にじやあどこにどうつけるんだという問題もありますし、それから併せて個々人の家でどうするかということ、補助金の今お話ありましたけれども、果たして補助金をつけて設置をする御家庭がどれぐらいあるか分かりませんが、いずれその辺の在り方ということについては、町としてもその辺はしっかりと検討していく必要があるだろうなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） そうですよね。体制整えて補助金出すよと言っても、どういうふうな実際需要があるかというのは、今度、見込みを見込めないものをあてがつてしまつたみたいな形になっちゃうと、ちょっと施策の在り方としてはというところが懸念するところはあると思います。

ただ、補助金の話、ちょっとさっき固定電話の撃退装置の話もありますけれども、あれは宮城県警さんで本年度6年度、ここ何年かやっているみたいですねけれども、固定電話をつけるのの補助金出したりして実際行っているそうですけれども、何かどれぐらいの予算規模でやったのかちょっと存じ上げませんが、6年度分は12月の時点ではもう全て使い切っているというぐらいの需要はあるそうです。1台1万2,000円ぐらいからの装置だそうですけれども、あるものだと、総務課長おっしゃっていましたけれども、県内の自治体でも幾らかどこかで独自の補助制度をあてがっているそうですけれども、これ県警のやつと自治体のを組み合わせると最大で9,000円までマックス使えるそうです。なので、そういった具体的な話、数字としてはそこも出ているので、ある程度、その辺も含めた上で検討していただきたいなと思います。

それから、町長おっしゃっていましたけれども、防犯カメラ出始まったくの頃はどちらかといつたら不安ということが多かった。ただ、今、これが早期解決とかなっていくと、今度住民の安心につながっていく時代になってきているんだなと思います。全体的な所管として、町長、もうほぼおっしゃったのであれかと思いますが、この先もやっぱり町民が安心して安全に暮らせるまちづくりのために交通安全対策と防犯対策をしっかりとしていっていただきたいなと思っているところです。何となく認識も的外れなことを、答弁との質問がかみ合わ

なかった感じは今回私あんまりしていないんですけども、認識も共有できたと理解しています。

それから、あとは施策をテーブルの上に上げてきちんと協議していただきいて、これが効果につながって皆さんの安心・安全につながるように進めていっていただきたいと思います。

これで終わりなので一言お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一言ということなので一言でお話しますけれども、しばらく五、六年前になるんですが、こっちの県北町村会で子育てをしっかりとしているとかそういう評価を受けているのが、埼玉県の長瀬町というところがありました。

そこにお邪魔させていただいているいろいろ視察をさせていただいたんですが、基本的に物に頼るということでは全くなくて、いわゆるいろいろな支援をするとかということじゃなくて、その町がなぜ子育てに評価を受けているかというのは、実は見守りなんです。それなので、交通安全にもそうですし防犯にもそうなんですが、朝晩、いわゆる子供たちが登下校の際に、町なかにお年寄りの方々が毎日立って登下校を見守って、それが町全体の安心につながっているということが、子育ても含めて町の防犯というのに非常に役立っているということがあります。なるほどなど、いわゆるお金かけなくてもやれることはあるんだなというお話を一方で、さっき答弁した中で、高齢者の方々が多くなって、ちょっと寒いときとか何とかって大変だよねという話をしておきながらこういう話をするのは、大変矛盾しているのは自分で分かっているんですが、ただ、そういう町全体でいろいろな形でお金かけなくてもやれる防犯の在り方というのはあると思うんです。

そういうことをやはり実際にやっている町がありますので、うちの町でそれがじやあできないのかということも含めて、いろいろみんなで議論していったほうがいいのかなとは思っておりますので、いずれ皆さんがこの町で安全・安心に暮らしたいというのは皆さん共通の願いだと思いますので、町としても当然同じ思いで方向性は一緒でございますから、そういう流れで我々もしっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で須藤清孝君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、後藤伸太郎君。質問件名、1、こども計画について、2、Kizuna留学生について、以上2件について後藤伸太郎君の登壇発言を許します。後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） 6番後藤伸太郎です。ただいま議長から許可をいただきましたので、

登壇しての一般質問をさせていただきます。

質問件数は2件ありますが、まずは1件目のことども計画について、町長並びに教育長にお伺いいたします。

子育て支援につきましては12月の定例会でも一般質問させていただきましたので、1件目のことども計画について壇上よりお伺いいたしますが、具体的な内容について細かく聞いていければなとは思っております。

新年度から南三陸町ことども計画がスタートいたしますけれども、子供や若者に関する町の施策の大前提となる極めて重要な計画であると認識しておりますが、先般、パブリックコメントに付されまして示された素案につきましては、総花的で町が新しい時代の子育て支援にどういう展望を持っているかということが見えづらいなと感じました。そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目、ことども家庭センターの担う業務が分かりづらいなと感じました。新年度からの体制に不備や不安はないかお伺いいたします。

2点目、子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリーサポートセンター事業、ファミサポですけれども、私は積極的に進めるべき事業だと思っておりますが、示されたことども計画の中ではニーズを踏まえ精査するのレベルにとどまっています。そのレベルにとどまっているのはなぜかお伺いいたします。

3点目、病児・病後児保育を実施できる可能性はないか伺います。

4点目、雨天時に町内の子供が屋内で遊べる場所が町内に極めて少ないと感じております。課題感を持っているのか、町長並びに教育長にお伺いいたします。

最後、5点目、放課後に学校の校庭を子供たちが使用できないと聞いたのですけれども、それは本当なのか、理由はなぜかという点について教育長に伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目の御質問です。ことども計画について、私から1点目から4点目までお答えをしまして、質問の4点目及び5点目については教育長から答弁をさせます。

初めに、御質問の1点目です。ことども家庭センターの担う業務、新年度からの体制についてであります。本年4月から事業を開始いたしますことども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的で継続的な相談支援を行う業務を中心として、児童虐待や生活

困窮、妊娠中の悩みなどから、子供に関するあらゆる困り事をワンストップで対応する相談窓口と位置づけているところであります。

問題を抱える家庭に対するサポートプランを作成し、必要に応じ家庭を訪問するなどして、地域で安心して暮らすことができるよう、一人一人に寄り添った支援を行ってまいりたいと思っております。

また、子供が家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援や、児童相談所等の関係機関へのつなぎなど、連絡調整の役割も担っていくこととしております。

事業開始に向けては、体制の軸となる保育士や社会福祉士などの専門職員の確保にも努めてきたほか、今後においては、こども家庭センターの事業開始の情報が町民にしっかりと行き届くように、広報紙ほか媒体を広く活用してお知らせをしてまいりたいと思っております。

次に、御質問の2点目、ファミリーサポートセンターについてであります。本事業は、子供を一時的に預けたい保護者と育児の手助けをしたいボランティアの方などをつなぐ取組であります。地域における総合援助活動の推進によりまして、子育て世帯の多様なニーズへの対応を図ることを目的としております。

事業導入の検討に当たっては、支援を受けたい側のニーズの把握のほかに、事業の安定的運用に欠かせない支援する側の人材の把握等が必要だと思っております。このため、本年4月に立ち上げるこども家庭センターの業務として支援する側の人材の把握や新たな担い手の発掘等の作業を進めつつ、事業実施の検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、3点目です。病児・病後児保育についてでありますが、病児・病後児保育を実施するに当たっては、看護師の配置や病気の子供を適切にケアできる専門性を有した保育士の配置が必要になることや、隔離機能を持つ専用スペースの確保が必要になります。また、利用の予測が立ちづらく、職員のシフト調整が難しくなることも見込まれております。地域社会全体で安心して子育てができる環境整備を図る本事業の意義は理解しつつも、現時点では解決すべき課題が多くあると認識をしているところであります。

次に、御質問の4点目です。雨天時に子供が遊べる場所が極めて少ないとに対する課題感についてでありますが、こども計画作成に係るアンケート調査や子育てタウンミーティングにおいても、屋内外の子供の遊び場を求める意見を多くいただいております。このことは、子育て支援に関する課題の1つとして認識をしているところであります。

続いて、教育長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から後藤伸太郎議員の御質問の4点目、雨天時に子供が遊べる場所が少ないとことへの課題感についてお答えいたします。

都市化や核家族化、親や家庭を取り巻く状況などといった社会の変化により、全国的に子育て支援の一環として全天候型の遊び場施設のニーズが高まっているものと認識をしております。

幼児期は、幼児が自発的、主体的に人や物と関わりながら遊びを通して必要な能力や態度などを獲得していく時期であり、小学校以降における学習の基盤となる大変重要な時期であります。

このため、教育委員会といたしましては、幼児期における遊びを通した学びから小学校における各教科等の学習へと切れ目なくつなげていくため、引き続き福祉分野との連携を図りながら、教育の支援に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、御質問の5点目、校庭の使用についてであります。放課後における校庭の使用については、特にその使用を禁止しているわけではありませんが、各学校では下校時刻を定めていますので、各学校において定められた時刻までに全ての児童は下校することとなります。このため、放課後の校庭利用は、結果として短時間になってしまふこととなります。

下校時刻は、児童の安全を守るとともに事故防止のために定めているものであり、学校を何時に出るといったことが決まっていることで、家族のほうもまた児童が自宅に何時に着くという予想がつくことにもつながります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、引き続き児童の安全と安心を最優先にした教育活動を推進してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、1つずつお伺いしていきたいなと思います。

まず最初に、今回の子育て支援について質問したわけですけれども、経済的な支援といいますか、金銭的に子育て世帯に対して町として多くの補助をしていると、十分充実した支援があるという点については、これは子育てを実際にしている方々からも高い評価を得ているものなのではないかなとは私も感じております。その上で、その点について12月に聞いたという部分でもあるんですけれども、今回はそれ以外のことについて言及していきたいなと思って、質問を上げさせていただきました。

きっかけになったのは、こども計画のパブリックコメントであります。パブリックコメントですので、私があんまりこの立場でどうのこうの言うのというのは微妙なのかなと思ってパ

ブコメは出していないんですけども、そこでこども計画の素案が示されておりました。インターネットを見ますと自由に閲覧することができます。

その中で、いろいろ感じたこと、まず最初に思ったのがこども家庭センターというのが4月にできますよと。計画を見ますと、あれもこれも全部こども家庭センターがやります、こども家庭センターはこの事業もこれです、こども家庭センターですと、結構いろいろな場面で名称が繰り返し出てきます。ちょっと見えないのが、何をどんな事業を誰がどうやってやるんですかというところが、計画の中から見えづらいということかなと思います。

予算書を見ましても、令和7年度の予算書を見ましたけれども、こども家庭センター費みたいなやつはないんですね。私が見つけられなかっただけかもしれません。今、保健福祉課で担っている業務、子育てに関する業務、余剰人員といいますか余力はほとんどない状態だらうなと思っております。その中で、こども家庭センターの事業が国から降ってきてしっかりやれるんだろうかというところに、非常に不安を感じております。

なので、不備や不安はありませんかという質問をしましたら、専門職員も確保して相談窓口としての役割は非常に大きいんだと思いますというような町長の御答弁でした。重ねて聞きますけれども、現状の人員でうまく回せていくのか非常に不安を感じておりますけれども、その辺りどういう計画なのか改めてお伺いしますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段としてはちょっとお話しさせていただきますが、その後は保健福祉のほうから課長からも答弁させますが、基本的に今回4月1日からの運用ということになりますが、これに至るまでに、この1年間、アンケート調査を行ったり、あるいは子育てタウンミーティング、しゃべり場で実際に子育てしている皆さん方の御意見をいただきながら、そしてパブリックコメントも頂戴をしたということですので、そういうふうな意味町民の子育てをしている方々の御意見を踏まえながらこども計画を完成させていくと、前段はこういうことになります。

基本的には、母子保健機能、いわゆる子育て生活世代の包括支援センターと児童福祉機能、いわゆる子ども家庭総合支援拠点の一体的に運営を行っていくということでありまして、基本的には、保健福祉課の健康増進係が担当する部分と子育て支援係が担当する部分ということになりますので、その辺でこの計画をしっかりと立ち上げて、あとは問題はどのように運用するか、今、後藤議員おっしゃるようにしっかりと運用できるのかということがこれから問われる部分だと思いますので、その辺の部分については保健福祉の担当課長から答弁させた

いと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町長の答弁と重なる部分あるかもしれませんけれども、まず、このこども家庭センターについては、ひとつ大きなところで人材の確保という部分がありまして、保健師、社会福祉士、それから今回、精神保健福祉士というところで、特に社会福祉士、精神保健福祉士については、必置、必ず置かなければならないということではありますけれども、今の児童虐待等の状況等を踏まえると、やはり保健福祉課サイドとしては必要だというところで、総務課人事のほうに御相談させていただいてといった流れで確保していただいているところでございます。加えて、7年度の開始を見据えて、今年度から社会福祉士を子育て支援係に配置していただいて、要対協案件の対応を図っているところでございます。

本町の場合は、同じフロアで子育て支援係と健康増進係が机を同じくしてやっているというところもあるので、ある意味連携は図られているといった状況であると思っております。なかなか他市町のことを言うようであれなんですかけれども、子育て支援と健康増進がそもそも違う部署であったり、あるいは建物自体が別なところで業務をしているといったところもありますので、そういう場合は連携構築に努力が必要かなと思うんですけども、本町の場合は既に連携がなされているというところで、そういう意味ではこども家庭センターを進める上で円滑に準備ができているといった状況であります。

もう一つ、今、余力がない中でといったお話をございました。当然、新規の事業、業務というところが、1つ大きなところでサポートプランというのが出てまいります。問題を抱えた子供、保護者に対する解決策をサポートしていく計画を立てていくわけなんですかけれども、これの作成に当たっては、保護者等と相談をしながらつくっていくというところで、当然、これは町、関わる保健師等だけがやることではなくて、保護者の方にも御協力をいただいてといった中で進めていくものでありますので、お互いが負担を軽減しながら進めていくといったところで、著しく業務量が増えるといったところは想定しておりませんので、4月開始以降も円滑に事業、業務が流れていくものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1つ確認をしたいと思います。今回のこども家庭センターを設置というか新たに業務をスタートさせるに当たって、専門的な職員を新たに増やしたという認識でいいでしょうか。4月からですから別に聞いてもいいですよね。何人ぐらい増えたとか、こ

の職の方を何人増やす予定ですかと聞ければうれしいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 幾ら絵を描いても計画書いても、受入体制というものがしっかりとしないと運用できないということですので、今年度、社会福祉士3人採用しましたし、それから精神福祉士1人採用いたしましたので、ある意味これでスタッフとしては運用していくだろうと我々としては考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

新たに体制を構築するということもそうですし、今、そもそも保健福祉課として、係は違うけれども、それぞれ担当している内容をさらに連携を強化して同じフロアで協力しながら進めていく。そこには保護者の皆さんとの協力も含めて、一件一件AIでサポートプランをチャットに投げたら何かこんなのがいいんじゃないですかとか出てくる、そういう話じゃないわけですよね。そこを細かくつくっていく、しかもその相談をワンストップでやるということが肝だらうと理解が及んだところであります。不備、不安はないと言い切ってしまうとあれですけれども、ないように努めるということだろうと思いますので、それを信じてまた見守っていきたいなと思います。

1つ個人的に思うことを付け加えさせていただくと、こども家庭センターという名前です。子育て支援センターというのは同じ建物の中に別にあるんです。非常に似ているので、このこども家庭センターについては、国こども家庭庁ができたからそれにくつづいて各市町村に置かれるものですけれども、何というか南三陸独自の愛称といいますか、分かりやすい名前をつけたほうが混同しないんじゃないかなと、今始まる前から杞憂かもしませんが、ちょっとと思いました。その辺りどのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 御指摘のとおり、町民の方からすると混同する可能性というところも考えられます。こども家庭センターの広報、周知につきましては、4月号の広報等でお知らせする予定ではあります、今の時点ではこども家庭センターということで周知をする予定でありますが、今後、進める中でそういった部分も検討する余地はあるのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町民の側もどんなものか相談してみないと分からないわけですから、

利用した結果、こういう名称だったらもっと分かりやすいのにというのが出てくると思いますので、南三陸町のこども家庭センター、通称何とかみたいなのがそのうち出てくるといいのかなと思っております。

続いて、2点目に移りたいと思いますが、ファミサポはぜひやってほしいなと思っておりますが、これについては、こども計画に実際に示されている素案をちょっと見ながら細かく伺いたいなと思うんですけれども、こども計画の素案が示されました。

具体的なページ数を言うと、ちょっと今手元に資料ないかもしれません、ちょっと話だけ聞いてください。19ページに、これまでの計画の振り返りについては、ファミリーサポートセンター、子育て援助活動支援事業については、実施体制等見込みが立たないため実績はゼロであると書いてあります。これまでできていませんよということですね。

24ページには、前年度、今年度までの計画の評価があります。NPO法人が預かり合いつこを試験的に実施、ファミリーサポートセンターに関して、ここからが問題なんですけれども、町としてはやっていません。でも必要だという声があって、民間の方々が試験的にできるところから始めようといって預かり合いつこを、ファミリーサポートをやっているということを書きつつ、その次の行にはファミリーサポートセンターに関して、地域特性から保護者から見た親や兄弟など緊急時に子供を預かってくれる人が身近にいることから、他人に子供を預けるといった考え方が定着していないと、私からするとばっさり切り捨てているんです。確かに今までそうだったかもしれませんし、おじいちゃん、おばあちゃんとか親戚の方とかが割と田舎は近くにいますから、いざというときに病気になっちゃったときには代わりに見てくれる人がいるから、そもそも預かるという意識がないよねと書いてあるんです。

じゃあどうするのというところで、ニーズ調査の結果を踏まえて検討を行う必要があるというまとめになっていて、最終的に新しいこども計画、来年度からこういう計画でやりますよというところには何て書いてあるか。60ページに、サービスニーズを把握し必要性に応じて事業の実施を検討します。検討します止まりなんです。

田舎だからというか、地域特性からあんまり必要ないんじゃないという声がもあるのであれば、それはそれで尊重しなければいけないと思いますし、おじいちゃん、おばあちゃんが預かってくれるというならそれはすごくお互い安心できるからいいと思うんですけれども、実際に預ける人がいないよねという、預けたいけれどもいないんだよねという困っているという声は上がっているわけですから、何かうちそういう地域じゃないので必要ないんじゃないですかねみたいなのが計画に書いてあるというのは、非常に不安に思ってしまったんです

けれども。これももうちょっと前向きに、ニーズがあるならやりましょうよというような検討を加えていただきたいなと思っておりますけれども、どのようにお考えなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、こども計画の策定に当たって、ファミリーサポートセンターについてのアンケートも同時に行っております。多分周知といいますか、こういう存在というのがあるんだなということを理解していない方が結構いるのかなと思うんですが、結果として、もう「利用するつもりはない」というのは46%ぐらいあって、「知らないし利用するつもりはない」と、それから「知っているが必要なかったので利用したことがない」というのは35%ぐらいで、「利用したい」というのが8%ぐらいなんです。

ですから、この数字がどうのこうのということよりも、多分、ファミサポそのものの認知度といいますか、それがなかなか浸透していない部分というのもあるのかなと思います。ここは我々も反省しなければいけないと思いますが、ただ反面、これやっぱり預ける側と、それから受ける側という両方のちゃんとしたバランスが取れていないと、それを幾らでも受けますよというわけにもなかなかいかない部分もございますので、その辺、しっかり面倒見てやってもいいですよという町民の方々に広く声をかけて、登録というか会員になってというか、やってもらえば、それはそれにこしたことないなと思いますが、そういう努力はやっぱり我々のほうでもしていかなければいけないなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今の御答弁は非常に重要な答弁だったと思っております。お隣の気仙沼市とかでもこういった事業進んでいるんですけども、町民、市民がここは必要だから行政にやれやれと、金を出せ、人を出せと要望活動みたいな団体交渉みたいな対立構造を生む話じゃないと思うんですよね、そもそもが。子育てしたいよと、でもちょっとどうしても個人で手が届かない場所があります、誰か助けてくれませんかと。そういうのを募集するんだったら、行政の発信力を使って広くニーズを調査して募集しましょうよと、マッチングできればいいですよねという、だからお互いに当然協力が必要なことであって、ただ、どうしてもそこに対して行政側の意欲みたいな、大事だと思っていますと言ってもらうことが大事だと思うんです。

言ったから、あとは責任持ってやれよとかそういう話じゃなくて、お互いに必要な人、おじいちゃん、おばあちゃんというか、子育ても既に終わって子育て世代を支援したいという方を見つけてくるとか探し出す、そういう口コミでそういうことを広げていくというのも当然

親世代もやりますよと、お互に協力し合って進めていくことが重要だと思っていましたので、今、まさに町長がおっしゃった話を今日聞きたくて、この質問を上げたぐらいのつもりでおりました。

ですので、努力をしていくというようなお話ですから、引き続き、こども計画にも一応は載っていますので、前向きに進めていただきたいなと思いました。ありがとうございます。あんまりありがとうございますと言ったと言わわれていますけれども、ありがとうございます。

2点目はこんな感じです。

3点目、これは非常に難しい、病児保育、病後児保育、病気になったお子さん、体調崩された方を保育の現場で預かれるかどうか。県内でやっているところは仙台市立病院と大学病院と石巻日赤しかないんですね。院内保育というのはまた別にあるんですけれども。ただ、町村レベルでも、西日本、以前、民教の視察だったと思いますが、島根とかに行ったときには、うち病後児・病児保育があるんですよというような町があったようにも記憶しております。

ですので、非常に解決すべき課題が多いというようなお話でしたし実際そのとおりだろうと思いますが、当町には小児科、非常に限定的にしかやっぱりない部分がありますので、子育てしている親御さんからすると、子供が体調崩したときに安心できる環境が欲しいというのは切実な声だと思いますので、課題は多いとはいえ、一歩ずつでも進めていっていただきたい課題かなとは私は思っておりますけれども、これ町独自でやるというよりも県や国レベルで考えていっていただきなければいけない内容かと思います。町長、そういったところに働きかけていくおつもりというのはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） すみません、ちょっとここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。

町長答弁、佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に申し上げて、大変ハードルが高いという事業だということは御認識をいただきたいと思いますが、手の内を明かすようですが、一般質問を調整する際に補助シートというのがありますと、いろいろな課題とかどういうこれを進めるために課題がある

かということをいろいろと記載されているんですが、大体課題というと1つか2つぐらいなんですが、この問題、いわゆる病児・病後児保育については、課題がもう10以上あるんです。もうこれをクリアするのは非常に難しい。

したがって、行政として担っている地域はまずないんです。石巻市はこれNPO法人がやっていまして、あとはどこもこの問題については、民間がいわゆる社会貢献という形の中でやっているところがあるとお聞きをいたしておりますが、ハードルが高くて、国のほうにもう既に要望も出ているんです。

これ今ちょっととていただいたんですが、全国病児保育協議会という組織があって、この会長さんから要望書が出ておりまして、これ2年前です。病児保育事業は、感染症の流行状況等によって影響を受けると、非常にキャンセル率が高い事業であって厳しい経営だということです。現在のように運営費が利用児童数によって左右される状況だとなかなか運営費が貰えないということですので、でき得れば定員があるので定員に基づいて交付をしていただきたいと、いわゆる利用者が何人でそれに運営費が出るのではなくて、定員が何人なのでそれに対して運営費を出していただきたいという要望書。それから、保育士の処遇改善等については、大変厳しい状況なのでその辺も対応しっかりしていただけないかという要望が出ているんです。

基本、今言いましたように、2年前にこういう国に要望を出してますが、基本全くクリアできていないという状況ですので、確かにニーズ等についてはあるということは認識をしますし、それから子育ての世代の方々も、やっぱりこの要望についてあるのは当然分かってますが、しかしながら、いろいろこういった状況、環境含めて考えた場合に、この問題の解決をすることについては、ちょっと一筋縄じゃいかないなというのが率直な感想でございますので、これはもう正直にお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 大人でも体調崩した方に対してどう対応するか、病院も含めて、これは非常に難しい。ともすると人の命を預かることになる、いろいろな責任も生じますし、そこに対してそのコストのこと、それから場所のこと、様々なハードルがあるということは想像にかたくないわけで。今、お話しをいただいたようにそういう協会があって、そこから国に対しても、これはやっぱり一個一個の自治体で予算と場所を確保してそれぞれやってくださいと言ってできる問題じゃないよねというところだと思うんです。

なので、例えば、異次元の少子化対策だとか子育て世帯に手厚い政策をもう考えていきまし

ようというのであれば、まさにこういうところには、そういった大きな組織でもって全体として考えていかなければいけない問題なんだろうと思いました。

こういった地方の一自治体から、やっぱり子供の安全、健康を守りたいんだという声を上げ続けるということ自体は非常に大切なことだろうと思いますので、引き続き状況を注視しながら、例えば、先進事例というか実際にやっているところへ視察に行ってみるとか、そこに課題を聞いてみるとこと自体はできるのかなと思います。そういった研修であるとか視察をしてみようというお考えはどうでしょう、ありますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきもちょっとファミサポのほうでも話をしましたが、できないということで話を終わるつもりは全くなくて、一体どうすれば可能なのかということを模索するということは非常に大事だと思います。でも、今、具体にこの病児・病後児の保育の問題について先進的に取り組んでいるところがもしあれば、そこはもう視察といいますか、いろいろな情報をまずは取ってみてということが第一歩かなと思いますので、そういうことでまず進めていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、4点目に移っていこうかなと思います。

外にある屋外の施設、公園含めて、自然環境豊かな町ですので、お子さんがそういった場所で遊ぶという場所にはそれほど不自由ないのかなとは思っていたんですが、反面、雨が降るとどこにも行く場所ないよねと。ただ、親は家にいられないから子供だけでどうやってどこで遊ぼうかというところが課題だよということはよく聞かれます。そのよく聞くんだということは町長も認識していて、教育長のほうからも引き続きニーズが高まっていると認識しているので連携していくんだというようなお話をありました。

でも、これも行政で絶対に整備しなければいけない施設かと言われば、そんなことはないよねと。民間も含めてそういった場所を用意するということはいろいろな方策が考えられるんだろうとは思うんですけども、やっぱり山形県の東根とか宮城県のこじゅうろうランドは白石ですか、とかに行ったときに、ああ立派な施設だと、いいな、うらやましいなと思ってしまうというのは、本当に率直な感想であります。

これも町独自の財源でどうにかして施設整備をするということは非常に困難が大きいんだろうと思いますので、県なり国なりにこういったところにも予算措置できないのかと働きかけるとか、または民間と協力して話し合いをしていくといった打開策についてどのように検討して

いくおつもりなのか、お考え、もし教育長もあればお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前段としてお話をさせていただきますが、基本的に新しい施設を造るという考えはなかなかそこに立ち至らないだろうと思います。確かに新しい施設を私も見ました。道の駅ふくしまの子供たちの屋内の遊び場とか、あるいは八戸のはっちとか、そういうような施設に行くと、あ、うらやましいなと思います。しかしながら、相当の財源を使った形の中でやっておりますので、ここはうちの町としては、果たしてそこまでやるということについては非常に冒険だと思います。

ただ、反面、屋内で遊び場がないということで何とかないかということになれば、当然、施設的に考えるのは、現有施設で利用できるところがないかということだと思います。御承知だと思いますが、もう既に図書館でキッズスペースがあって、そこにライオンズクラブから御寄附をいただいたズレンガ等がありますので、そういうで遊んでいただけるという環境はありますが、ただ、それは狭いなという方の御意見も当然あります。

ですから、現時点として想定できるのは、例えば、戸倉公民館、面積的には結構広い面積ありますので、そちらのほうをうまく活用できないかと。そういうた上物だけじゃなくて、やっぱり子供が行って遊ぶんですから遊具をしっかり整えて、そこの中で子供たち、あるいはお母さん、お父さんが一緒に遊べるような場所づくりということについては、検討せざるを得ない部分もあるんだろうなとは思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 世の中にはというか、児童館という施設があります。これうちの町にはないんですけども、ずっとなかったと思うんですけども、歴史上。ないので、そのものがあるということも知らない人も多いというか、よそのまちで生まれ育った人とかよそのまちへ行ったことある人からすると、うちの町、児童館ないんだと、何でないのということを率直に聞かれることがあります。

私がざっと調べた感じだと、県内には21市町村に69か所ぐらいの児童館というのがあるらしいんですけども、でも割と偏っていて、名取とか大崎とか10か所とか8か所とかあるんですけども、石巻1か所しかなかったりとか、いろいろばらつきはあって、ただ、やっぱりそういうものが普通にあるものだと思っていた人からすると、ないということに対して違和感を感じたり不自由を感じたりするということはあると思います。

それこそ県・国含めて、児童館を設置したい、箱物を建てるということに対してはハードル

は非常に高いですけれども、現有の施設も児童館的な機能を付したいというときに、やっぱ何らかの補助なり補助金なり、人的な制度的な改正なり、これはやっぱり挙げて取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、そういったことの児童館に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 児童館に関しては、隣の気仙沼市では、震災後新しく建てられた図書館に併設した形で児童福祉センターでしたか、そういったところでありますし、ほかあと2施設ぐらいあったような気がしております。

当然、そこを建てる段階での補助金というのはあると思いますし、既存の施設を使って児童館機能というところの補助金というのも、ちょっと調べてはいないんですが、あるものだと理解をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町内で1か所造ると、多分そのうちのほうにも造れとどんどんどんどん増えていきますし、施設造れば人的な維持管理費もかかりますし、ただ置いておくだけというわけにもいかないでしょうから誰か大人がいないとということになるので、行政の皆さんからすると、一旦踏み出したらこれは継続的にランニングコストがとか頭の中でそろばんがいろいろはじかれるんだろうと思いますけれども、やっぱり子育て世代に安心して子育てをしていただけ環境を整えていくということ、それから、子供の教育的な情操教育の観点からもあってもいい施設だろうと思いますので、引き続き検討をぜひお願いしたいなと思っています。

最後、5点目、これは主に教育長の内容になるのかなと思うんですけれども、先ほど放課後校庭で遊べないと、遊ぼうと思うと帰りなさいと言われるという話を聞きました、え、そうなのと、私が三十何年前、学校帰りといえば学校の校庭で友達といっぱい遊んでいた記憶もありますし、今そういう感じなのと単純に疑問に思いました。

今、お話を聞いたら、禁止はしていないよと、けれども下校時刻が決まっているので、授業が終わってから下校時刻までだったら使っていいけれども、それ以外は駄目ですよということになっているという認識でよろしいですか。分かりました。

親目線からすると、おうちに帰ってくるのもうちょっと遅くていいんだけれどもなという話だと多分思うんです。子供からしても、最近の小学生は忙しいですから習い事だ何だって、すぐにおうちに帰るということも別に否定するわけではないんですけども、友達と寄り道

しながら帰る中で町のいろいろなことを知ったりとか、あとは学校で遊びながら友達は何が得意なのか、こういうことをするとどういう反応が返ってくるのか、学校の授業の中以外でそういう同年代と付き合っていろいろな学びを得ていくということは非常に重要な機会なのではないかなと思うんです。

それが先ほど4点目でも伺いましたが、屋内での遊び場がないですから、同年代と遊ぶ場所も時間もないんです。それで果たして、いろいろな生き抜く力、生きる力を養おうというこの町の教育にそれが合致しているのかどうかというところにいささかの疑問があるわけですけれども、例えば、学校の校庭で遊ぶ時間をもうちょっと長くするとかそういう検討というのは加えられないものなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 下校時刻についての必要性については、先ほど申し上げたとおりでございまして、時間をじやあもう少し延ばすというところなんですが、実は震災以前と震災後では状況が変わっていて、震災後、いわゆる登下校について、スクールバスということで最大で33路線があったことがありまして、大分遠いところは1時間かけて通学しているお子さんがいると、どうしても授業が終わった後、速やかにスクールバスというような形を取っておりました。

そういうことが少ししばらく続いたので、現在でも、スクールバス、それから乗り合いバスの時間というのがございまして、そういうところを活用するお子さんと、徒歩で下校するとか自転車で帰る、あるいは親御さんがお迎えをするお子さんがいたときに、やはりどうしても学校というのは同じように下校させたいという思いがあって、若干以前よりは早いというか震災当時のものが残っているところでございます。

ただ、学校によっては、バスの時間等があって4時くらいまで夏場だったらいいですよという学校もあれば3時40分ですよというところで、時間は全部統一はされておりませんが、それはお子さん方のため、親御さんのためという配慮を持って行っているものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 子供は一様に育つわけではないと思いますので、バスに乗らなければいけないから僕は早く帰るよと、僕は歩いて通っているからもうちょっと友達と遊んでいくんだと、別でいいんじゃないかなと思うんですけれども。バスで帰る子が3時40分に帰らなきやいけないから全員3時40分に帰りなさいと、どうなっているんですかというのが単純な

疑問としてちょっと思います。そこは学校長の判断もあると思いますので一概には言えない部分かなと思いますけれども、震災前後、震災直後の状況が今も継続しているというのであれば、ぜひ見直すきっかけというのはどこかのタイミングでつくってほしいなと今率直に思いました。

もう一つお伺いしたいのは、放課後児童クラブがあるんですけれども、その子たちも校庭で遊ぶことはできないんだよと聞いたんですけども、そういう状況で間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私の説明不足で大変申し訳ございませんが、全くバスの時間に合わせて下校しているというわけではございませんで、バスの時間を鑑みながら子供たちの下校時間を見直しております。

また、放課後児童クラブのお子さんについての利用については、これは放課後児童クラブさんのが決めることでございますので、放課後児童クラブのほうで校庭を利用するということについては、全く禁止はしておりませんし、学校の遊具も自由に放課後児童クラブのお子さんがこの時間に遊んでおります。

また、夏場のプールのことについても、開放している時間については、放課後児童クラブのお子さんについては少し融通を利かせながら、各学校で取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 最後、もう1点だけお伺いします。

今回の質問、こども計画についてということで質問させていただいておりますけれども、次年度からになるでしょうか、次の計画期間から、放課後児童クラブの運営について子供たちの意見を反映させると、こども会議の意見を反映させるんだというような記述がありました。その辺りの検討状況というか、どういう仕組みにしていこうとお考えなのかお話しいただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私のほうから言えるのは、こども基本法とか新しい法律が出ましたので、学校教育でもありますけれども、子供たちの意見を聞くということについては、大変重要視をしながら教育活動を行っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 放課後児童クラブにおいては、今年度からこども会議というものを、それぞれ3放課後児童クラブにおいて毎月1回開催をしてきてございます。最初の頃

は、支援員さんが音頭を取って、いろいろ放課後児童クラブの運営の中で子供たちのこうしたいみたいなところを聞き取っていたんですけども、途中からもう子供たちが率先して議長役になったりということで、子供たちの成長も感じられると支援員さんもおっしゃっていましたし、支援員さんもその都度勉強しながら対応してきているといった状況であります。いろいろ試行錯誤しての開催状況ではありますけれども、なお引き続き、さらにこども会議が有益なものとなるように来年度以降も続けてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 5点に分けてお伺いしましたが、もう一つ、せっかくですので追加でお伺いしたいと思っているんですけども、行政報告の中で、仙台大学との連携協定を結んだというお話をありました。どういう内容なのかちょっとお話を聞きたいなと思いますし、それについてどういう効果が見込まれるのか、通告外であれば引っ込めますけれども、お答えいただけるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと経緯からお話ししますと、今、仙台大学の学長は高橋学長です。以前から私の知り合いでございまして、仙台大学学長になって何年目になるのかな、3年、4年になるのかもしれません、去年、私のところの役場に行きました、大学と協定を結ばないかというお声をいただきました。

どういうことかといえば、基本的には、後で企画課長のほうから詳しく答弁させますが、保育士あるいはそういう保育に関わる人材の育成という観点でうちと協定を結んで、仙台大学4年制ですので、2年で保育士の資格取るよりももう少し深みを出して勉強できる環境が整っているのでいかがでしょうかという御案内と、それから、基本的には保育士というか保育関係の子供たちの育成ということなんですが、そこで御承知のように仙台大学というのはスポーツが強いものですから、そちらのほうでも活躍できる機会もありますしというお話を受けまして、そういうことでしたらということだったんですが、基本、今回のは多分、宮城県内で初めてのケースなんですが、推薦を高校で出すのではなくて町で推薦をするということになります。これが1つ唯一ほかと違う部分でございまして、町で推薦すれば、いろいろな入学金の問題、様々支援制度ということで、ざっくりと言いますが、詳しいことは言いませんが、いろいろな支援制度を用意しながら仙台大学で受け入れてくれるということになりますので、もちろん町としてもそういう支援をちゃんとしっかりやるということが前提でございますので、そういう形の中で、将来的な保育に携わる職員の確保に努めていきたいと

思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 子育てに関しては、一番最初に申し上げたように経済的な支援、補助というものは、南三陸町は非常に充実しているなど受け止めている町民は多いですよということを伝えさせていただきました。ただ、やっぱりもっと改善してほしいところがある。じゃあそれはどこかというと、制度の問題と、やっぱり人材の問題だと思うんです。見る人がいないよねという。ただ、今お話し頂いたような協定を結んで町が積極的に話しかけてそういうものを結ぶということは、町の子育て施策に寄与しようと、さらに拡充していくという意思があるということですので、必要な質問だったなと思っております。

最後に、こども計画の新しい令和7年度からのお話では、目指すべきビジョンみたいなところにこう書いてあります。子供、若者の育ちや子育てを地域全体で支え合い、子供、若者が自分らしく幸せに成長できる町を目指すんだと。本当に実現できたらすばらしいことだなと思いますし、大事な理念だなと思います。

翻って考えれば、この町の最大の課題というのは、やっぱり少子高齢化、人口減少にあると思います。それを食い止めるためには、やはり子育て環境を整えること、そしてもう一つ、外から移住してくる方をいかに増やすか、関係人口、交流人口をいかに増やしていくかということにあると思っております。これはずっと震災後言われ続けてきました。

その人たち、特に私は若い世代と話す機会が幸いにも多くあります。その人たち、移住してきた方々に、移住者にこういう制度が欲しい、こういう場所が欲しいと言われれば、やっぱりそれを町に届けたいと私は思いますし、そういう人たちの意見が一部の人たちの特殊な意見であるとは思ってほしくないと思っております。移住者の声を聞く、そんな議員が1人ぐらいいてもいいんじゃないかなと私は思っておりますので、今回、様々な点に関して質問させていただきましたが、予算に関連する部分でもありますけれども、子育て支援策、それからこども計画が実現に向けて、絵に描いた餅にならないようにどういう覚悟で進めていくのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々としても、この町で大事なことの1つについては、子育てということについてしっかりと取り組んでいくということが、町の方針の中でもやっぱり大変重要な部分だという認識をしながら政策を進めていきたいと思っておりますし、これまでも、子育てという部分については他市町に先駆けて様々な取組をやってきたということがございます。

したがって、これからもいろいろな要望等もございます。

去年、移住を含めてかな、移住の方々含めて、十数人の方々と一緒に一献交わしながら様々なお話をさせていただきましたが、やっぱりずっとこの町に住んで生活している者と、それからほかの町に住んでこちらに入ってきていただいている感じのものというのは、やっぱりそれいろいろ違います。

ですから、そういう考え方を柔軟に受け入れるという思いというのは、やっぱりこれは必要なんだろうなと思いますし、本当にいろいろ話を聞いてなるほどなという思いも結構ありましたので、いろいろな方々とお話しを持つということは非常に大事なことだと思いますので、今後とも、引き続きそういった子育て世代の方々、しゃべり場のほうにも1回町長にも来てくれという御案内もありますので、そちらのほうに行ってもいろいろ御意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、質問事項もう1件ありますので、2件目に移りたいと思います。

2件目は、Kizuna留学生についてということで町長にお伺いいたします。

令和7年度で3年目になる南三陸高校の全国募集でありますけれども、年々応募者が増えていいると伺っております。これは数年前から高校魅力化に取り組んできた成果でありまして、大変喜ばしいことだなと感じております。

しかし、新年度、令和7年度に、この4月に新しく入学する生徒さんたちに関しては、このKizuna留学生、応募者全員を受け入れることはできないと聞きました。せっかく南三陸町で学びたいという希望を持つ子たちが受け入れられないということになってしまったのはなぜなのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。Kizuna留学生についてお答えをいたしますが、南三陸高校の魅力化に向けた取組の1つであります全国募集においては、初年度となる令和5年度には5名、令和6年度には10名がKizuna留学生として入学をいたしました。今日、選抜試験が行われます令和7年度の入学に向けては15件の申込みがなされ、年々申込者が増加していることは御承知のとおりであります。

全国募集といった1つの取組に限らず、町と関係機関が連携しながら進めてまいりました各種高校魅力化事業の効果が年々表れているものと考えております。改めて宮城県教育委員会

をはじめとする関係機関皆様の御理解と御協力に感謝を申し上げるところであります。

そのような中において、令和7年度に係る申込み15名に対しては、町として面接試験等を実施いたしました。うち9名をKizuna留学生の候補者として選定をいたしたところであります。御指摘のとおり、申込みがあった全ての方について受け入れる結果には至っておりません。

御承知のとおり、南三陸高校の全国募集における定員、いわゆる全国募集枠は、宮城県教育委員会において1つの年度において12名程度とされているところであります。町設置の旭桜寮については、基本の部屋数を24室として整備をしております。これを3学年分と置き換え単純に比較した場合には、1つの年度においては4室が不足するといったことになります。

この点について改めて整理をいたしますと、全国募集枠の12については、旭桜寮に入寮される方はもとより、例えば、下宿や民間宿泊施設の借り上げといった仕組みによる受入れも含まれるものであることから、町では、町内全世帯に対する下宿受入れの案内、民間宿泊施設における受入れについて広くお声がけをさせていただきましたが、現段階まで受入れについての御希望はありませんでした。

さきに申し上げましたとおり、令和7年度の入学に向けたKizuna留学生候補者については、面接試験等の結果、9名を選考したところでありますが、今後は、南三陸高校の認知度、魅力の向上に比例し全国募集への応募等もますます多くなるものと考えますことから、受入先の確保、その他について、引き続き対応を進めてまいりたいと思います。

多分、今日、入試9人全員受けていると思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 結構デリケートな内容を含む質疑になってしまふなと思っております。ただ、とても大切なことだと思っていますので、できる限り詳細な部分は明らかにしながら、つまびらかにしながら、ただ、要らぬ誤解を招かないように、もしくは誰かを傷つけてしまうようなことにならないように注意しながら、言葉を選びながらお話しさせていただきたいなとは思っております。

まず、最初に言いたいんですけども、現役の今南三陸高校に通っているKizuna留学生を含む全生徒、南三陸高校に通う全ての皆さん、それから今まさに多分試験中、英語か何かやっていると思うんですけども、今まさに受験している中学3年生の皆さん、または南三陸高校を受験している皆さんを攻撃したり傷つけたいという意図は全くありませんし、そういうことは全く望みません。

という上で、慎重にお話ししたいなと思うんですが、まず、これ町民もあまり知らないんじゃないかなと思っていまして、この新年度の南三陸高校の全国募集に関しては。今お話ししいただきました。希望者は15人いましたけれども、町で面接を行って受け入れ可能とされた方といいますか受け入れができるよとなったら9人ということですね。それには間違いない。9人選定したというようなお答えでしたが、15人中9人が、合格というと何かちょっと違うんですが、面接をクリアしたという状況です。

県教委の見解も今伺おうと思ったんですが、先にお答えをいただきました。要は、宮城県の高校ですから宮城県の教育委員会はどういう考え方かというと、各毎年度12人程度であるというお話、言ってみれば12人ぐらいはいいよということですよね。けれども、9人だったよということですよね。

どこから聞いたらいいか。なぜかというような質問をしましたが、寮の話が出てきましたが、寮の話に行く前に、まず9人にした理由というのはあるんでしょうか。今年は9人と最初から決まっていたのか、面接したらたまたま9人だったのか、これはどっちなんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろデリケートな問題でございます。気をつけながら答弁させていただきますが、前提としてちょっとお話をさせていただきますが、全国募集をするに当たって、まずは東京で合同説明会というのがあります。全国の全国募集をしている高校が東京に一堂に会して、そこで関心のある学校に説明を聞きに行くということなんですが、3年前は、うちの高校に説明に来た子供は6人でした。翌年20人です。去年は3年目、108人です。ですから、もうとにかく東日本の全国募集している高校では、私が言うのもなんですが、人気ナンバー1なんです。

オープンキャンパスに参加した子供も7組、11組、26組と倍々ゲームで来ていらっしゃっております。Kizuna留学生の申込みも6、10、15ということで増えてきておりますので、ある意味Kizuna留学で南三陸高校に入ればいろいろなことが体験できるねということがどんどん浸透してきているということがうかがえると思います。これはある意味在校生の子供たち、非常に全国募集に向けて様々なPR動画を含めていろいろな取組をしていただきしております、それが非常に好評をいただいているという部分もあろうかと思います。

さっきの話に戻るんですが、基本的には寮の数、いわゆるずっとこれまで企画課が中心になって、寮の数は決まっておりますので、それ以外オーバーする分を受け入れるということになりますと、当然下宿とか、あるいは民間の宿泊施設とか、そういうところを利用しない

と寮のオーバーフローになった分を受け入れられないんです。ですが、去年の面接の前の時点まで、こういった受入れの応募というものが、受け入れてもいいということが全くなかった、ゼロなんです。

そうすると、部屋が空いているのはもうあとは9つしかないということがございましたので、基本はそれをオーバーして受け入れるということになりますと、基本、今度は入るところがないという現実論にぶち当たりますので、これは最終的にはもう9人が限度ということで受け入れさせていただいたということであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 率直な感想としては、今のお話を聞いて非常に残念に思います。南三陸高校は、ただでさえ定員割れの状況が現実としてずっと続いている、中高一貫の教育、すごく地域の皆さんのが一生懸命高校に対して、中学校の皆さんに対して接してくれている、一生懸命取り組んでいるということは重々承知していますし敬意を払うものですけれども、それでもやっぱり生徒数がなかなか集まらないよねと、これは産まれてくる子が少ないわけですから致し方ない部分もありますけれども、その中で全国募集をやってみようと。最初はそれこそ何人来るかなと、1人か2人来ればいいなぐらいの気持ちを外から見ている私なんかは思っていましたけれども、蓋を開けてみたらたくさんの応募があって、その子たちが非常に頑張っている。その子たちだけじゃないですよ。ほかの同学年の子たち、どこから来たかにかかわらず南三陸の高校生、この間、高校生議会もあったと聞きますけれども、非常に一生懸命地域に対して勉強しようという意欲を持って取り組んでもらっています。そういう子たちが15人ほど来たのに、お話を聞いたら、だから寮がいっぱいなので6人はお断りせざるを得なかったということですよね。それは非常に残念としか言いようがない。

もう一つ言えば、令和6年の4月、今から1年前に10人受け入れた時点で寮の空き部屋は分かっているわけです、数は。今まで9か月とかあったわけじゃないですか。声掛けはしたけれども応募がなかったよということなので、それ以上の定員は無理だということなんですけれども、もうちょっと何とかならなかったのかなと。じゃあおまえのうちで受け入れろと言われると非常に心が苦しいんですけども、そこまでせっぱ詰まった状況と町民の皆さんも思っていなかつたんじゃないかなと思っていて、例えば、寮を増やすとかもうちょっと粘り強く交渉するとか、何か改善の方法があったのではと思ってしまうんですけども、どういう経過だったのかもう少し詳しく教えていただけませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しい話なのでちょっとはしょりながらお話ししますが、応募をしていただいた方々を全て受け入れるということについては、1期生、2期生はやりました。それはもう空き部屋がありますから。しかしながら、全員とっていいのかということにも、実は2回、2期生までやって、ここは慎重にしなければいけないというのは、これは学習能力です。そこは詳しく申し上げませんが、そういういろいろな事情がございます。

企画課のほうでも、これまで、さっき言いましたようにいわゆる下宿とかについては、直接交渉に行ったり当たってまいりましたが、残念ながら了解を得られなかつたということがございます。

御案内のとおり、今回、高校魅力化プロジェクトの関係で、寮の建設も含めて運営もそうなんですが、基本、これ地方創生のデジタル田園都市国家構想交付金というのがありますと、これを活用してこの全国募集をやらせてもらっているということです。

しかしながら、残念ながらこれに取って代わる交付金というのは実はないんです。そうすると丸々単費に近い状況になってしまいますので、これはやっぱりそこまで踏み込むというのは、もうまさしく我々としてもそこはできないということの判断をさせていただきましたので、いずれ、こういった何らかの好機、実はこの全国募集が、復興庁もそうですし総務省もそうなんですが、まさしく地方創生にかなつた取組という評価はいただいているんです。ですから、復興庁もそうですし総務省もそうなんですが、いろいろ後押しは随分してもらっているんです。ところが、後押しはしてもらっているんですが、肝腎要の交付金で使えるようなものがなかなか見当たらないということがあって、ちょっとこれが残念だなという思いがあります。

これ1月に復興庁の鈴木復興副大臣が来たときにも、そのときの視察目的にはもう高校です。全国募集の問題について視察をしたいということでおいでをいただいておりますので、さっき言いましたように地方創生という観点において、今、南三陸、そして南三陸高校が取り組んでいる全国募集については高い関心をいただいているということです。

では、交付金等については、もう少し詳しくは企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 寮の運営といった部分に限らずして、高校魅力化事業につきましては国の交付金を活用させていただいてございます。町長お話ございましたとおり、その交付金につきましては令和8年度までという形になってございますので、その後はそれに代わる財源の確保等を現段階で我々いろいろ情報収集等を試みてはございますが、なかなかこれだ

といったものが現在国のはうで用意されているかというと、それはなかなか厳しい状況でございます。

先ほど議員からも下宿ですか民間施設の借り上げといったお話をございました。我々のほうも、この先といったものを5年度後半、6年度当初からいろいろ考えまして、6年の5月から事業者の皆様にいわゆる空き部屋等で受け入れがいただけないかということで説明会を開いて個別に交渉させていただいたという経過もございますし、町内全戸に対して8月以降チラシを配付したり、広報南さんりくのほうで10月には掲載をしたということですが、先ほど町長お話をされましたとおり、結果としてお受け入れいただくという御家庭あるいは施設といったものが、現段階で整った事実といったものはございません。

引き続き、町民の皆様、町内の施設の皆様に可能な限りの御協力といったものを継続してお願いしてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 数の問題じゃないんですけれども、15人受けて9人という話になると、倍率でいうと1.67倍なんですね。これ県下で4番目です。そんな倍率高い高校ないでしょ、県内にほかに。

ともすると、この状況は、要は、町で生活していただく住む場所、生活する場所が用意できないからお断りせざるを得ないんだという状況が続くようだと、南三陸町の全国募集というのをそういうぐらいのものなんだねと受け止められかねないと思いますし、とはいえば100人規模の大きな寮を今すぐ造れというのも現実的に無理ですから、どこかでラインというのを必ず出てくると思うんですけども、町民からしても毎年応募者増えているらしいよと、南三陸高校はみんな頑張っているよね、いいよねと、成功したねと、高校魅力化がうまくいったねと思っていたところが、よかったですよかったですと思っていたところに、今回、その話を聞いて、えっという方が結構多いんじゃないかなと私は思っています。

せっかくうちの町に興味を持って関心を持って、好きでこの町に行こうかなと思っていた方をごめんなさいとお断りせざるを得ないんですという話になつたら、物分かりがいい方ならいいですけれどもというのも変ですけれども、どうか、しようがないね、最初からそういうふうに説明を受けていたもんねと素直に納得してくれればいいんですけども、ともすると、南三陸町ごと嫌われてしまうようなことにもつながりかねないなと思って、すみません、言葉として「残念だ」しか出てこないですけれども、そういうふうに思ってしまいます。

この場は私の感想を言う場所ではないのであんまり感傷に浸っていてもしようがないんです

けれども、はつきりさせなければいけないのは、今後どうするかということになろうかなと思います。面接をするわけじゃないですか。面接をされたのが誰でまではいいんですが、教育の専門家とか県の教育委員会の方も、その面接には面接官というか受験生と相対する場所にはいるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にKizuna留学は町の事業でございますので、県教委は入ってございませんが、面接に入るには、私と副町長と教育長と企画課長、4人で面接をさせていただきます。

教育ということを主に見ているわけではございませんので、基本的には家族関係とか、お互いに両親と子供の信頼関係とかそういう部分を我々としては重点的に見ます。教育の部分については、基本的にはあとは高校の受験を受けて合格すれば入ってこれるということですのと、そちらに重きを我々置いてございません。そういうことですので御理解いただきたいと思います。

それから、残念だとお話ししますが、基本面接してお断りをする我々のほうが、実はもっとお気の毒だなという思いを持ちながら判断せざるを得ないということでございますので、そこは何とかできれば、下宿等を受けてもらえばいいんですが、ところがやっぱり365日、朝食それから夕食と全て365日ずっと面倒を見なきやいけないということが、やっぱりそこには受け入れる方にとっては一步腰を引くのかなという思いが実はあります。そんなもろもろの状況を考えたときに、どうしても手を挙げるというところまでちょっと行かないのかなというのが現実ではないのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それぞれ個々の事情もあると思いますし、今、町長お話しされたように、面接する方が多分一番葛藤もあったでしょうし、どうするのよという迷いや不安や悲しみもいっぱいあったとは思うんですけども、であるからこそ、何とか受け入れの枠を増やしていくという方向に考えられないかなと、考えたほうがいいのではないかと思っています。

下宿とかもあまり今までやった実績がないですから、なかなか一歩を踏み出すと、相手も思春期真っただ中の15歳、16歳の子たちを預かるということですから、そこはやっぱり責任が生じますからなかなか二の足を踏むという気持ちはそのとおりだろうと思いますけれども、であれば、やっぱり寮を増設するなり既存の建物をうまく利活用して、ただ、災害公営住宅が空いているから子供たちだけで入れればいいんじゃないのとか、そういう単純な話ではな

いと思っていて、そこにはやっぱり大人が責任を持ってちゃんと24時間365日ついているという安全性を確保できなければ、それは高校側だってそれではちょっと受け入れられませんという話だろうと思いますから。

ただ、そこに大人の人を配置するということであれば、そこにある種雇用が生まれるということでもありますし、南三陸町の町を挙げて、先ほど1件目の質問で聞きました子供、若者の育ちや子育てを地域全体で支え合う町を目指そうという話なわけですから、まさにそうだろうと思いますので、もう少し何とかならないですか、何ともなりませんの水かけ論になってしまいそうなのであまり深入りはこれ以上できませんけれども、私の率直な思いをまず伝えさせていただきました。

来年の話、そうすると来年の枠は何人になるんですか、これ。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 来年ということで、まず、いわゆる選考といった形は来年度についても引き続き今年度に同じく実施をさせていただきたいと。ある程度のラインという表現がよろしいかどうかはありますけれども、そういった形で適否といいますか受入れについて検討させていただくと。

その上で、鶏卵的なお話で大変恐縮なんですけれども、部屋数が基本的に3で割れば予備室を除けば8という形になりますので、現実として御用意をお約束できる部屋数に照らしながら、そういう総合的な考え方の下に検討させていただきたいと。

また、議員御指摘の部分は、確かに県教委さん、あるいは高校さんのはうでは一の学年につき12名程度ということでアナウンスされてございますので、実際にその数と寮の部屋といったことの現実の部分では乖離がございます。それも状況等を踏まえながら、先ほど来申しております下宿の受入先ですか、どこか民設公営のような形になりますけれども、民間施設の借り上げ等がお話として整うようなことが見えてこれば、そういうものとも重ねて照らしながら、外側に向けて周知を図っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 誇っていいことだと思っているんです。全国から地域学、地域探究学を学びたい、または14年前に非常に大きな災難がありましたけれども、そこから町がどう復興してその生きざま、町民の皆さんができるふうに考えてきたのか肌で感じたいというような様々な理想とか考えを持って、南三陸高校に3年間行ってみたいという生徒さんたちが全国からたくさんいらっしゃるということは、とても誇らしいことだと思いますし、この事

業をスタートした皆さん、そして今ここまで運営してくださった皆さんに、それはもう責める心などなく感謝しかないというのが率直な気持ちでありますけれども、もう一步突破すべきポイントが割とはっきり見えているだけに、そこは何とかして町の力を挙げて突破していただきたいなと強く願いまして、その気持ちをお伝えさせていただきまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、阿部司君。質問件名1、高齢化社会における防災について、2、帯状疱疹ワクチン接種への取組について、3、町道整備にかかる「見える化」の進捗状況について、以上3件について阿部司君の登壇発言を許します。阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） 御苦労さまでございます。

ただいま議長より登壇して質問の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今日は3件ほど質問は準備させていただいておりますけれども、1件目の質問件名が高齢化社会における防災についてという内容でございます。質問の相手方、町長とさせていただきます。

内容でございますが、環境変化と社会変化に伴い災害も多様化しているが、高齢化社会における防災対策も急務と考えられる。については、以下の点について伺います。

まず、1点目として、高齢化社会における火災予防の課題と現況について。

2点目として、自主防災組織等、地域防災の対応について。

3点目として、防災マップの活用策についてという内容でございます。

よろしく対応方お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の1件目の御質問です。高齢化社会における防災についてお答えをさせていただきます。

初めに、本年1月24日に発生をいたしました志津川地区での住宅火災によりまして、高齢の女性がお亡くなりになりましたことにつきまして、改めて心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、御質問の1点目、高齢化社会における火災予防の課題と現況についてであります。が、本町の65歳以上の高齢者については、令和7年1月末現在で4,653名、人口の約40%を占めております。今後、ますます高齢化率の上昇が見込まれます。また、全国的に見ますと、

近年の住宅火災による死者数は年間で1,000人前後と高い数で推移をいたしております、このうち約70%が65歳以上の高齢者ということになっております。

このような状況を鑑みての火災予防ということになりますが、高齢者は火災が発生した場合、素早く避難することが困難なケースもあることから、火災を起こさせないという意識が大切となります。高齢者本人はもちろんありますが、家族や身近な人が高齢者の方々を火災に遭遇させないようにしっかりと火災予防と対策を行い、安心して暮らせる生活環境を構築していくことがまず重要だと考えております。

今後におきましても、南三陸消防署、町消防団や民生委員、児童委員等の関係団体と連携を図りながら、安全・安心な町を実現すべく努力をしていかなければならないとは考えております。

次に、御質問の2点目です。自主防災組織等、地域防災の対応についてであります。有事の際の公助には御案内のとおり限界がありますことから、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に、自助、共助のさらなる推進に努めております。

その具体として、自主防災組織の組織設立時の相談をはじめ、各地域の自主防災組織と連携して、地域の課題や土砂災害における避難経路等の検討などを行っております。自主防災組織の組織化率の向上、地域との連携強化に向けて取り組んでいるところであります。今後もこうした取組を継続していかなければならないと思っております。

また、高齢者の方やお体が不自由な方には、ふだんの見守りや災害発生時の安否確認等に用いる避難行動を要支援者台帳に登録していただけるように広く周知等に努めるとともに、この支援者台帳を活用した警察、消防、社会福祉協議会との連携、共有する体制は確立されておりますので、今後も町、関係組織団体が一体となって地域防災力の向上に努めてまいりたいと思います。

最後に、御質問の3点目であります。防災マップの活用策についてであります。防災ハザードマップについては、町が作成し毎戸に配付をいたしております。

この防災ハザードマップを有効に活用していただくため、まずは御家庭や職場において、自宅や職場などが土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域になっているのかどうか、最寄りの指定避難所や指定緊急避難場所までの避難経路などを御確認いただいて、平時からいざというときの備えに役立てていただきたいと考えております。

この防災ハザードマップには、マイタイムラインを掲載しております。これを活用し、御家庭や職場において様々なシミュレーションを行うことができるとともに、災害の特性に応じ

た各種情報も掲載されておりすることから、平時、有事を問わず、有効に活用いただけるものと考えております。

また、共助の核となる行政区や自主防災組織に対しましては、災害時等に役立つ地域の自主防災ハザードマップを作成いただき、地域の防災力の向上につなげていけるように、町として必要な支援を継続してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほど御説明いただきましたことに対しまして、再度確認をしながら質問を繰り返したいと思います。

先ほど高齢化率が約40%ぐらいだというお話しいただきましたけれども、高齢化の進展率、いわゆる第3次総合計画で示すところの進展率と比べて進捗状況というのはどういうふうな進み具合でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 総合計画といったことですので、お話を企画課からさせていただければと思います。

高齢化率が4割を超えたということで、第3次総合計画についてはこの先ということで見越させていただいてございます。現段階で40%程度といったのはおおむねの見込みのとおりといいますか、それほどの乖離はないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。

40%ということでございますけれども、火災の要因の約8割が高齢者だというデータもあります。火災がはっきり分かっている内容、いわゆる放火とか原因不明というものを除いたはっきり要因が分かっているものの80%が高齢者だということでございまして、これは大変な問題だなと考えております。

昔から村八分という、あまりいい言葉じゃありませんけれども、村の秩序を乱した者は村八分にされるという中でも、結婚、出産、それから成人式あるいは病気の看病、それから自然

災害の対応、さらには法事かな、家の増改築、8つのことは協力しないよと、村の秩序を乱した者は協力しないよと。ただし、2つのものはそれから除外すると。何かというと、法事と火災ということになるんです。法事は、亡くなったらばこれはしようがないと、みんなで後片づけしましようという考え方でやるんですけれども、最後の1つの火災というものは、そんな次元の問題ではないですね。いわゆる放置しておくと村の存続に関わるわけです。これは一大事なんです。昔から、これは200年以上前から言い古された言葉らしいんですけども、村八分というのは、やはり年代が変わっても所が変わっても、今でも十分通用する社会の対応だと思います。この火災について、今高齢化が進んでおりますけれども、そういう取扱いというものは本当に大変だなと思っておりまして、今回の一般質問に扱わせていただきました。

先ほどの答弁の細部の内容なんですけれども、一応火災というものは、いろいろなステージによって対策というものがいろいろあると思うんです。火災の予防について、いわゆる発生させない予防という対策についてどういうふうな方法を考えられているか。一応は答弁いたしました。もう一度聞きます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 火災予防につきましては、広報紙等に含めて周知をしてございますし、それから、これ多分防災無線をお聞きになってお分かりのとおり、大船渡の火災が発生してから、10時、3時の放送においては、火の元、それから併せて外での火の扱い方については十二分にお気をつけいただきたいというメッセージをずっと流し続けております。

予防という観点で言わせていただければ、平成20年度以降に新築になった建物については火災報知機の設置義務というのがございますので、そういった御家庭については設置をいただいているというものと認識をしてございますが、それ以前の義務設置がないときの家屋の問題等について、消防のほうでもいろいろ啓発活動等を行ってございますが、どれほど設置になっているかということについては、抽出で調査をするということではございませんので、一定程度そういった抽出で調査した結果として、150世帯を点検した結果で、ある意味つけているのは70%ぐらいがついているということでございますので、それ以外の御家庭についても、引き続き火災警報器の設置については進めていっていただければと思います。これがある意味予防ということについては大変重要な点かなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） たしか法律が変わったのはその辺だと思いますけれども、義務化ということで21年からはもう10年以上もはるかにたっているわけで、10年が耐用年数というのかな、住宅火災警報器は。その更新をされていない方が約3割いるという、逆の見方をしますとそういうふうになっていると思います。

早期覚知対策、いわゆる早くしろということなんですけれども、そういういわゆる煙が出た場合の対応というのが今の住宅火災の対策だと思うんですけれども、もう一つあると思うんです。いわゆる感震ブレーカー、地震が起きた場合の震度5弱かな、その辺ぐらいの地震が起きた場合の自動的に家電なり、今、電気だから当然ですけれども、電源が下りるというこれらの対策ということについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） よく消防のほうでも皆さんお気をつけいただきたいというのは、地震になつてブレーカーが下りて、一通り段取りが落ち着いて、また入れようとしたときに火災が発生するというケースがございますので、そこはもう十二分に気をつけていただきたいというお話をしておりますので、そこは各御家庭でもお気をつけいただければと思います。

御質問の件については、私は分かりませんので総務課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 地震である一定の震度になるとブレーカーが落ちるとか、あと例えば、お風呂とかの火をたいている場合に自然に消えるという部分の設置件数とか個数という部分に関してまでは、正直把握はしていないところでございますけれども、先ほどの町長、火災報知器等の設置状況を消防署のほうで行っているというお話をありましたけれども、消防署のほうでは、火災報知器だけではなくてそういった部分の調査も行っております。これに関しては、各地区に回つて昨年は廻館地区で行つております。春にはまた別な地区で抽出して150世帯ほどの場所を調査するという予定となつてあるところでございますので、そういった意味で、消防署等の協力もいただきながらそういった設置PRも含めて啓蒙活動を行つてあるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今、調査中ということなんですが、将来的なことでも結構だと思うんですけれども、感震ブレーカーの設置という考え方、いわゆるこれの助成とか支援とか、そういうふうな考えはおありなのでしょうか。ある自治体ではそういうのを3,000円なりなんなり助成しますという考えもありますけれども、今調査中ですのでそんなこと答えられませんよ

というようなことになると思うんですが、考え方としてだけお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、お話ししたように調査中というところの中で、普及率及び今後そういうものを設置する意欲、意思があるのかどうかという部分も含めて、関係機関と協力しながらちょっと検討させていただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 続きまして、もし火災が発生した場合のことなんですけれども、当然、いわゆる消火器というものを使うと思うんですけども、これらの設置状況なんていうのは把握されているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 消火器は、普通の住宅に設置義務というのはございませんので、一定程度の面積とか含めてここはつけなきゃいけないよねというのではあります、一般家庭においてはそういう設置義務はございませんので、基本的には、あとはある意味予防といいますか、そういう意味ではお持ちになっている御家庭もいらっしゃいますが、そういう方は消火器を設置していただければ、いざというときに初期消火に役立つと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 火災が発生してしまった場合、当然逃げるほかしかないんですけども、先ほどの答弁では、そういう避難弱者というものはある程度把握していますということなんですが、その大体の数というのは今大体南三陸町はどのぐらいの人数がおられるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 要支援者台帳に登録されている人数については、200人弱だったように思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 200人ですね。一応火災を起こそうとして起こす人は誰もいませんけれども、こういうふうなやむを得ずミスで発生してしまうということなんですが、共通して言えることというのは、やはり隣近所のそういう注意、協力体制というものが非常に重要なと思っております。そのための何かこういうふうなポイントで重視しているという考えはおありでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ポイントと言っていいのかどうかという部分はちょっとあれなんですけれども、当然ながら、なかなか高齢者の方々に関しましては、自力での避難も難しいということもございますし、危機意識が低くなりがちだというところもございます。そういう意味では、家族ですとか隣近所との協力、ふだんのコミュニケーションといった部分が非常に大切なかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 住宅火災についてはそういうことだと私も思ってはおりますが、火災は住宅だけじゃなく、今現在、岩手県なんかも起こっております林野火災というのも当然考えられます。

林野火災のほうも質問させていただきましたが、これ今までもう歴史的に、平成になってからは規模としては前例がないほどの規模で延焼していますけれども、この山林火災を防ぐための手立てというのは、火防線というものがあると思うんです。今、その火防線というのはどういうふうな状況になっているか把握されているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 当町の場合、山林の峰といいますか高いところに囲まれた形になっておりまして、山頂部分に防火線、火防線、呼び方いろいろあるんですけども、そういう部分がありまして、1つは町のほうで気仙沼市さんとの境の辺りは町のほうで伐採あるいは清掃というものをやっております。それ以外には、ちょっと登米市さん側のほうは民間の方々のボランティアで伐採していただいているという部分もございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） もう今の本当に大船渡の火災を見るといろいろな課題が見えてくるんですけども、あそこは急傾斜だからもう止まらないという、延焼の鎮火のめどが立たないというような状況でありますけれども、そこでやはり火防線、今、木価が安いためにそういう、特に民間はそうなんでしょうけれども、火防線を作っていないと手入れをしていないという現状なんでしょうけれども、いわゆる町有林に対してはどの程度火防線というのを今整理されているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど申しましたとおり、町有林に隣接しているような部分を中心に、町のほうで火防線の部分の雑草の除去とかそういうものをやっております。例えば、気仙沼市さんと隣接する部分はお互い調整して、じゃあ2年に1回お互いやりましょう

ねというような形で実施をしております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） また大船渡の話になりますけれども、昨日あたりまで2,100ヘクタールがもう消失して焼けているという状態でございますけれども、2,100ヘクタールというと、分かりやすく言いますと、保呂羽山の山が500ヘクタールなんです、あれが4個焼けた状態です。かなりの規模です。

それで、2,000ヘクタールですけれども、まだ鎮火のめどが立っていないというのは大変なことだと思うんです。これらは今後の課題として、当然、普通の民有林の人はこれから課題としてまた出てくるんでしょうけれども、こういうふうな防火の周知というか、そういうのもどういう考え方をお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 山林火災の予防という部分で、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

基本的には、自然発火というのは除いて人為的な火災の予防という部分で申しますと、森林法に基づいて当町にも火入れ条例というのがございます。森林周囲の1キロ範囲内で火入れをする場合は町に許可を得なければならないということになっておりますので、今後はその制度をきちんと周知していくということを考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それでは、次の2点目に入りたいと思いますけれども、自主防災ということで、自主防災の件では、私の住んでいる集落も主に該当するでしょうから大変恥ずかしい思いで質問するんですけれども、今、自主防災をあまりやられていないというような件数がどれほどあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 自主防災でございますけれども、現在69行政区中、49行政区が設立をしております。したがって、20行政区ほどが組織化はなっていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も正直言って若かりし頃、今はやりの移住というものを心がけたんですけれども、あれから40年たちまして、当時、あの村にというか、私の住んでいる、田東山の麓に住んでいますけれども、17戸あったいわゆる集落が今現在はぽつんぽつんと7軒家に

なっちゃって、大変自主防も難しいような状況になっているんです。

これを考えた場合、他の集落との共同のいろいろな行事も当然考えていかなくちゃならないんでしようけれども、今の先ほど質問した高齢化率をさらっと質問しましたけれども、40%だというようなお話しいただきましたけれども、これが今の浸透率で考えると、大体11年あたり、今から11年後あたりは50%に達成すると思うんです。第3次総合計画では、令和17年度は49.8%という推定値を出しておりますけれども、50%は限界集落なんです。

この限界集落を維持していくためのいろいろな防災対策も、当然、これ考えていかなくちゃならないわけで、我が村のことを出しながら、大変私も恥ずかしいんですが、その辺のお考えというのはどういうふうなものですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに高齢化が進んでいる地域において、独自の行政区で自主防災組織を構成するということについては、それぞれの事情があつて難しいという部分があるというのには十分理解をしてございます。

したがって、そういう行政区については、お隣の行政区とか2つ一緒に自主防をつくりているとかというケースがございますので、払川という地域だけで考えるのではなくて、お隣のほうの行政区と一緒に自主防を立ち上げるとかという方向性を考えるしか、多分、道はないのかなと思いますので、どうぞ隣の行政区あるいは地元の行政区の皆さんといろいろお話をし合いながら、今、阿部議員がおっしゃるような、例えば、いざというときにどのようにこの地域で災害から身を守るかということについて皆さんでお話しをしながら、いい方向に持っていただけれどもと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 限界集落の話を今出しましたけれども、限界集落は集落を維持するのは大変であります、大体65歳以上の人人が50%を超えると限界集落だと一般的に言われますけれども、この限界集落、町全体で50%を達成するということはその約半分ぐらいは限界集落の行政区になるのではなかろうかなと思います。

そういう観点で今質問をしてみたんですが、実際自分が住んでいるところを例に取れば、若い人はいるんです。いわゆる高齢者の比率というのは45%ぐらいかな、我が村ですけれども、そのぐらいなんですけれども、戸数が少ないという大変行事をやるにしても難しいという状況であります。それらのこれから対応策といいますか支援の方法というか、そういうのをお伺いしたいと思います。

いいですか、もう1回言います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） いわゆる、私は今大事なところを言わなかつたんですけども、若い人も当然いるわけなんです。一緒に住んでいるんですけども、若い人はいわゆる外に働いて行って、平日はいないんです。いわゆる高齢者、65歳なんてまだ大したことないんですけども、80歳以上の方ですと、いわゆる自主防、それから防火訓練もそういうふうなのがもうできないという状況になるわけです。そうすると、祝祭日のいわゆる仕事が休みの日でないと、これはなかなかできないという現実なんです。行政の人にしてみれば、大変その辺は難しいのかなと思って質問したんですけども、どんな感じでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、お話をされた少子高齢という部分の中で、若者がふだん家にいないという状況という部分は、町としても当然把握しておりますし、今後の課題というところで認識はしているところでございます。

だからこうしなければならないということは持ち合わせてはいないんですけども、厳しい言い方すると、文字どおり自主防でございます。自分自身の命を自分で守るというものが基本ではありますけれども、若い人も含めてそういった意識の高揚、あとは町としてできる部分に関しましては、そういった部分の意識を高めるための講習会ですか、そういったものを提供して参加していただく以外ないのかなと。あとは町長が先ほど申し上げましたとおり、隣の行政区等々の協力という部分の中で自主防災組織を継続させていただければなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 地域の防災のほうの質問させていただきますけれども、一応私も今回質問に当たりまして、他の集落8か所ほど回ってみたんですけども、いわゆる防火水槽とかぐるっと見て回ったんですが、標識に何が書かれているかというのが全然読めないような標識があるんです。文字が読めないんです。これははっきり言えば消防法で引っかかるわけですから、何か所かあるんです。あるいは、防火水槽に標識そのものがないとかいうのも見られました。一応カメラで撮ってきましたけれども、それらの考え、今後の防災についての方針というか取組というのをお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ずっと町として消防水利は非常に大事なものですから、いわゆる防火水

槽等の整備ということについては、毎年、年次ごとにあちらこちらという形の中ですっとつけてきているということでございますので、引き続き必要な地域においては、消防水利というのは消防の際に一番大事な問題ですから、そこはしっかりとこれからも取り組んでいきたいと思います。

それから、何か読めないとかつてありました。どうぞ、それ危機管理のほうに持つていていただければ、せっかく回って歩いたんですから貴重な資料としてこちらのほうに頂ければ大変助かりますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それだけじゃなく、地域によっては、漁網、海の網をいわゆる防火水槽にかけて1年以上も放置したまんまというようなところもあるわけです。これ私、こういうのを窓口で言えばそれで話は、事は済むんでしょうけれども、ただ防災という観点からすると、やはり標識の件もこの網の件も、これを設置したのは恐らくもう40年から前です。このぐらい40年以上経過しないと文字が読めないとという状態にはならないはずなんです。

ということは、当時設置した人ももしかすると相当の高齢者か、もしくはいなくなっているという、もう世代交代していなくなっている。設置したときは、これからの、例えば、家は新築で必ず何かあった場合は対応しましょうというような気持ちなんでしょうけれども、それがだんだんと時が流れるに従ってちょっと意識が薄れてくると思うんです。

この地域のいわゆる住民の方にしてみれば、海の網、漁網をいわゆる柵の上に放置しておくというのは、やはり長年の間にまあいいやという考え方があると思うんです。いわゆる行政がどうのこうの住民がどうのこうのというよりも、お互いこの範囲だったらばいいんじゃないかという考えがあると、その地域の常識というのはもうできてしまうんです。

それをやはり防災という観点からいうと見直さなくちゃないんじゃないかなと思って、あえて今回出させてもらいましたけれども、その辺の意識改革というか、ちょっと大げさな表現ですけれども、考えというのはどういうふうな感じでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、提示いただきましたそれが本当に防火水槽なのか、そうでないのかというのは、ちょっと確認する必要はあるんですけども、そういうふた消防水利施設につきましては、消防団も含めて全て把握しておりますし、あとは毎月、訓練等いろいろ消防団も回って歩いているという現実もございますので、ただ、なかなか消防水利の標識が見えないですとか、もし防火水槽に何か物が置いてあるという部分に關しま

しては、そこはちょっともう一度再点検といいますか、消防団のほうに周知を図って点検等を強化していきますし、標識板につきましては、町としてそこは新しいものに取り替えたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それはお願ひしたいと思います。

次は3番目の防災マップの活用ということでございまして、私も防災のマップを見て大変感心しております。細かいことが書かれています、いいことが書かれているんです。この防災マップ作るのに相当お金を要していると思うんですけども、これを100%というかうまく活用するための方策というのはどういうふうなものか、先ほど答弁ではいただいたんですけども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 答弁の繰り返しになるかもしれませんけれども、まず防災マップにつきましては、各御家庭、職場において、住宅、職場が、どの場所が土砂警戒区域になっているかですとか最寄りの避難所、あとは病院等のそういった避難経路を確認していただくというところが、まず先決なのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変いいこの防災マップ、有効的に使うというようなことなんですねけれども、その観点で質問しているんですけども、なかなかこれだけの情報を1回だけ見て覚えるという人はなかなかいないと思うんです。これを何回も事あるごとに見ていくという方策というものが必要だと思うんです。

若い人は、1回読んだら大体こんなこと書かれているということは分かるんですけども、80代の方とか90代の人、そういう方の防災マップの活用方法というものに対して、いわゆる私は、個人的な考えですけれども、やはり若い人が同居していればさほど問題ではないです。今、ちょっとしたミスで火災というものは発生するんですけども、いわゆる若い人がいないう状況を、相変わらず防災の観点で生かしていくという方法として、自分の子供さん方がしそつちゅう連絡をするような仕組みがあれば、それを生かす手だてというのがすごく生きてくると思うんです。相変わらず、例えば、80ぐらいになってもスマホでしそつちゅう子供と連絡し合っている人は何も問題ないんです。

いわゆるそれに至らないような人、高齢者の独り暮らしとかそういう方の対応策というのが、現実的には防災で必要なことだと私は思っているんですけども、その辺のお考え、防災を

生かすための方法というのは、私は、見てもらうためにこの防災に、いわゆる子供さんなりなんなりが、地域の人でもいいんですけれども、そういう方々と防災について話し合ったという経過を防災日誌ということで付録としてつけたらどうでしょうかという考えなんです。そうすると、その家はいつ誰とどういうふうな内容で話しているかというのが分かると思うんです。

そうすると、地域の行政区長さん、あるいは民生委員の方がその家を訪問した場合、防災の地図を見ただけで一目でもうどういう状況だか分かるし、いわゆる防災カルテになるんです。その家に何が必要なのか、どういう状況に置かれているかというのがすぐ分かると思うんです。そういう必要性というのが私は必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つには、防災マップ作るときに結構我々も悩むんです。というのは、あまりにも詳しく書き過ぎると、なかなか御家庭で面倒くさくて読まないという方々もいらっしゃいますので、かといってあまりシンプルにしてしまうと、何だと、こんな簡単なやつかという話になりますので、その辺のいわゆるどの辺で防災マップとして町民の皆さんに分かりやすく理解しやすいように作るかということについては、結構実は頭を痛めております。

やっぱり配付しても見てもらわないことには、これはただ単に絵に描いた餅になりますので、そうではなくて、ちゃんと読んでいただけるような工夫も凝らしてはいるんですが、しかしながら、今おっしゃったように御高齢の御家庭だとなかなか読みづらいとか見えないとかという話がありますが、そこは自分の命というのがかかっているということを考えたときに、その防災マップというのを利用して、いざというときに自分の命だけはとにかく守ろうという意識づけをしっかりと持つていっていただきたいなと思います。

それで、ちょっとお聞き漏れしたんですが、防災日誌というのはどういう趣旨の防災日誌なのか、ちょっともう少し詳しくお話しいただければと。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） いわゆる御家庭の、何人で暮らしているか分かりませんけれども、高齢者の場合、日誌としてここに自分の記録、簡単に言えば、私がもし80歳ぐらいになって独り暮らしになった場合のことを想定すればですけれども、例えば、子供とこういう防災について話しした。例えば、熱中症の話をした、何月何日。そして、あるいは台風来たときにこういうふうな話をした、アドバイスをもらった。逆にこっちが子供さんなり地域の人に話をし

た、あるいは行政区長なりそういう方が来ていろいろ話をした。そうすると、その頻度というのが分かるわけです、何月何日。そして、どういう話をしていたかというのは、第三者が見たらすぐ分かるでしょう。そうすると、この家にどういうものが必要なのかというのは分かると思うんです。だから、さっき言った防災カルテになるんじやないですかということは、そこなんです。それは希望した人にそういうふうなものを設置してもそれだと思うんです。

だから、何もスマホでいろいろな人と連絡取っている人はすぐに必要ないんです。だけれども、先ほど言ったように、火災は村八分になるような状況でも助けていくようなシステムが必要だということで、高齢化の社会においては避けて通れない問題です。誰も放火して火をつけたくてつける奴は、そんなことはあり得ないんですから。うっかりミスがこういうふうにつながってくると思うんです。そのためには、今言った防災カルテの活用方法、マップを有効的に使う方法ということは、私は必要じゃないかなと思うんです。それで提案したということです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 防災ハザードマップに関しましては、いろいろ工夫しながら作成をしているところでございます。できるだけ見やすいような形という部分を最優先に作成をしている部分もあるんでございますけれども、今、議員お話しされたような活用もできるようなしつらえにもできなくはないとは思っておりますので、ちょっとその辺、今の話を参考にさせていただいて、今後、調整の部分も含めて検討してまいりたいと思います。

ただ、毎月11日に安心・安全の日という部分で広報でお話をさせていただいているところでございますけれども、そこで各家庭個々に関して防災、防犯に対する心構えですとか家族でお話合いをしていただくということを周知対応のほうお願いしているという部分も含めて、それと併せてハザードマップ等の活用もお願いできればなと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろお話をいただきましたが、大事なことはどうそれを利用するかということだと思いますので、阿部議員からはそういう御指摘をいただきましたが、防災マップを見ている町民の皆さんにとって、そういった防災日誌というかそういう類いのものが添付になっているほうが使いやすいのか、使いにくいのか、あるいは防災日誌がついてちゃんとそれを記入するのか、記入しないのかも含めて、そこはただ単に御指摘をいただいたからすぐやりますというわけになかなかいきませんので、ここは、例えば、行政区長会とかい

いろいろ様々な方々に、防災関係の皆さん方も含めてですが、年に防災会議りますので、ある意味防災の専門の方々がお集まりになっていますので、そういった折に、今、阿部議員から御提案のあった部分について、こういう案もありましたと御提案もありましたと、防災の専門の皆さん方いかがでしょうかという問い合わせとかしながら進めないと、なかなかこういう案がありました、はい、やりますというわけにも、ここはちょっとすぐというわけにはいかないと思いますので、そういった専門の方々の御意見等も踏まえながら、これは考えなければいけないなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 防災には自助、公助、共助という対策が必要ですと。自助は自分で防災をやってくださいと、公助は自治体で支援しようと、共助は地域社会で支援しようとということなんですが、この自助と公助の間に家助というものが必要だと思うんです。いわゆる家族の支援ということです。いわゆる自分のことは自分でやってもらわなきゃならないというのが基本だと思うんです。そして、それで手に負えない場合は、周囲の自治体なり地域社会にお願いするという、それがこれからは必要になってくると思うんです。一番最初に限界集落の、嫌な言葉ですけれども、そういうのを出したのはそのせいです。

いわゆる今10年ぐらいすると、限界集落が本当に出てくるでしょう。そうなった場合のために、今は必要ないと思いますよ、だんだんと習慣づけしなくちゃいけないんです。ここに職場があれば、仕事があれば若者が定住するんですけども、現実的にはないから都会に行くわけなんです。その都会に行っている人が常々情報を共有していれば、やはりこういう問題というのはある程度は防げると思うんです。

だから、こういういわゆる家助防災というものが必要なんじゃないかなと。これはこれからいわゆる教育にもつながってくると思うんです。高度経済成長で生きた我々の年代は、自分のことは自分でやって好きなように生きていけという、それが当たり前に育った人間です。私もその1人ですけれども。ですが、子供は自分のことをやって親の面倒を見なくなったらば、誰が面倒を見るんですかと。限界集落の半数ぐらい占める自治体がどれほど力があるんですか。もちろん自治体として組織は相変わらず支援活動もやるんでしょうけれども、自分のことは自分でやってもらうような、そういう家助防災というものが必要だと思うんです。

だから、あえて私はこういうふうな防災カルテというのが必要じゃないですかということを言ったんです。一応そういう意味で言ったんですが、それで私の要望としてはそうなんですけれども、言うことを言いましたので、1件目の質問は終わりにしたいと思います。

続けて、2件目に入らせていただきます。

2件目といたしまして、件名ですけれども、帯状疱疹ワクチン接種への取組について。質問の相手方は町長とさせていただきます。

質問の内容でございますが、厚生労働省は本年4月より65歳になった高齢者を対象に、帯状疱疹の定期接種を始める方針を決定したと。については、当事業への取組につき以下の点を伺います。

まず1点目として、80代まで3人に1人が発症をするという当病症に対する町の考え方について。

2点目が、各年代ごとの定期接種の考え方について。

3点目が、接種費用に係る当町の支援策の考え方について。

以上3点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目の御質問です。帯状疱疹ワクチン接種への取組についてということですので、お答えをさせていただきます。質問の1点目から3点目まで一括して答弁しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

帯状疱疹は、いわゆる水ぼうそうウイルスに初めて感染した後、ウイルスが生涯にわたって神経に潜伏感染し、加齢、疲労、免疫力の低下によって再活性化して起こるもので、50歳代以降で罹患率が高くなりまして、70歳代がピークになると言われております。

主な症状は、皮膚の痛みと水泡の形成でありますが、皮膚の症状が治った後も痛みが続く帯状疱疹後神経痛という合併症が残ることで治療が長引く場合もあります。心身の不調や不眠など生活の質の低下につながる非常に煩わしい病症でありますので、予防が大切であります。

これらの発病または重症化予防のため、免疫機能の強化を図るのが帯状疱疹ワクチンであります、令和7年、今年4月1日から予防接種法のB類疾病に位置づけられ、定期接種として開始をすることとなりました。

町としましては、予防接種法に基づき、定期接種の対象の方に通知を行い、希望される方が混乱なく接種できるように準備を進めてまいりたいと思います。

対象となる年齢でありますが、年度内に65歳に到達する方、60歳から64歳まででヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し日常生活がほとんど不可能な方、令和7年度から11年度まで5年間の経過措置として70歳から95歳までで5年ごとの節目に該当する方、また、初年度に限り100歳以上の方全員ということになります。

接種費用につきましては、B類疾病の位置づけでありますことから、現在行っているB類疾病の高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチン同様に、接種費用の約2分の1を助成したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

聞き漏らしたような感じもしますけれども、対象を60歳以上とするんですか、65歳以上と言いましたか、今のワクチン接種の対象年齢。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 基本的には65歳ということになります。60歳から65歳の間でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方が、それ以外で対象ということになります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そうすると、基本は65歳以上ということで、生ワクチンと組合せワクチン2種類あると思うんですけれども、生ワクチンは大体5年から7年ぐらいで効能が落ちますよ、5年間隔で接種することなんですねけれども、組合せワクチンの考え方というのはお持ちでしょうか。その対象というのは。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 組合せワクチン、いわゆる不活化ワクチンのことだと思いますけれども、こちらについては2回接種が必要で、その間を2か月以上空けて接種することになってございます。

生ワクチンと不活化ワクチン2種類での接種のどちらかを選んでいただいて接種するという形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） どちらかを選択するということで、分かりました。

そうすると、不活化ワクチンという10年ぐらい抑える抗菌期間というか、それがあるらしいんですけれども、それは次に打つのは10年後という考え方でいいんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員おっしゃるように、生ワクチン、不活化ワクチンでそれぞれ持続期間というのが、いろいろな報告がありますけれども、違ってきております。10年後に打つかどうかというのは、その人の打つ方の考え方にもよると思うんですけれども、定期

接種としては1人1回ということになっておりますので、まず、1回目については、定期接種として町の補助があつて接種いただけます。あと2回目以降については、御自身の判断で接種をしていただくということにならうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほどの答弁では65歳以上が対象だということでございますが、帯状疱疹は50あたりから発症するというような考えなんですけれども、特にそれが多く発症するのが70代です。これは最悪の場合は死に至る病だということです。私もそういう人は知っていますけれども、50代あたりの人はどういう扱いになるんでしょう。今回は対象外だと言っているのが当然答弁なんですけれども、そういう方の扱い、考え方、いわゆるこれからの啓蒙活動というか、その辺の考え方はどうなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 定めというか国の定期接種として65歳ということになっておりますので、50歳から65歳の間までの方については、定期接種の対象にならないということになります。

あとは御自身で負担をしていただいて接種をしていただくことになりますが、帯状疱疹につきましては、帯状疱疹だけではないんですけれども、当然、食事とか十分な睡眠とかストレスをためないといったところが非常に大事になってくるところだと思いますので、ワクチンのお知らせというのはこれからしますけれども、併せて、それとセットでそういった予防的なことについても啓発していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほど補助の内容を冒頭で答弁いただきましたけれども、そうすると生ワクチンも不活化ワクチンも2分の1の助成という考え方でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） およそ2分の1という考え方でよろしいです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） たしか不活化ワクチン1回1万円ぐらいすると思うんですけども、2回打たなくちゃならないということなんですが、それが1回だけの助成で、あとは自分でお願いしますという解釈でよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 不活化ワクチンについては、今のところ国から示されている額

でいうと1回当たり2万2,060円、これを2回接種することになります。町からの補助としては、2回分補助をさせていただくことにしております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 承知しました。ありがとうございます。

これで2件目の質問は終わりにしたいと思います。

続けて、3件目の質問に入らせていただきます。

3件目の質問件名が町道整備にかかる「見える化」の進捗状況についてということで、質問の相手は町長とさせていただきます。

質問の内容でございますが、道路改良改修の要望は全ての集落において必要が求められる事業であり、町民の理解を得られる対応が求められる。については、その現況につき以下の点についてお伺いします。

1点目として、町道改良改修の要望件数の今現在の状況について。

それから、2点目として、町道整備における課題について。

3点目が、「見える化」の評価基準について。

4点目が、現段階での計画本数と対象期間について。

5点目が、今後のスケジュールと要望集落への対応について。

以上5点でございます。よろしくお願ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目の御質問です。町道整備にかかる「見える化」の進捗状況についてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目になります。町道改良改修の要望件数の現況についてであります、入谷地区において町道横断1号線、入谷小学校線の2路線、戸倉地区においては町道西戸線、並石線の2路線、歌津地区においては町道石泉線、落沢線、中山線及び横沼線の4路線、この町内合計8路線について、現在、道路改良事業として計画的に調査や工事を進めているところであります。

また、道路維持修繕事業として、町道堺の浜線、樋の口線及び蒲の沢3号線の舗装修繕工事を継続的に実施しております、このほかにも局部修繕等の要望をいただいておりますので、現地を確認の上、適宜対応していきたいと思います。

次に、御質問の2点目ですが、町道整備における課題についてであります、さきの議会でも御説明させていただいたとおり、大規模な道路改良工事は、選択と集中の観点から町道横断1号線の整備を優先的に進めることで議会の承認を得てスタートをしているところであります。

ます。

次の大規模道路改良事業の実施につきましては、今後において必要性や補助制度など社会情勢の変化を見極めつつ、可否も含め、慎重に検討する必要があると考えております。

その他単独事業、町単独事業での改修や局部改良につきましては、道路の現状や必要性などを総合的に勘案し実施をいたしておりますが、限られた予算の中で全ての要望に対応するといったことは困難でありますので、日常の維持管理事業費を含む財源の確保が課題となっております。

次に、御質問の3点目、見える化の評価基準についてであります。現時点での町道整備の優先度や改良事業を実施する対象路線の決定の基準については、特定の基準等は定めておりませんが、策定中の町道管理計画において、評価基準等の検討も含め客観的な優先順位の選択等が可能となるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問の4点目であります。現段階での計画本数と対象期間についてであります。1点目の御質問にお答えしたとおり、町道8路線の道路改良事業を継続して進めてまいりたいと思っております。

なお、社会資本整備総合交付金を活用し整備を進めている町道横断1号線は、全整備延長約2.6キロメートルのうち、約1.5キロメートル区間を第1期事業区間として令和7年度の完成を目指し工事を推進しているところであります。第1期事業に引き続き、残る1.1キロメートル区間を第2期事業区間として継続して整備を行う計画としております。

また、町単独事業による路線についてであります。町道横沼線は今年度、並石線及び中山線は令和7年度中の整備完了を見込んでおります。その他の路線につきましても、1路線ずつ確実に整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、御質問の5点目になりますが、今後のスケジュールと要望集落への対応についてであります。今後のスケジュールについては、4点目の御質問でお答えしたとおりであります。

なお、要望集落への対応としましては、今後も要望は真摯に受け止めさせていただきます。前述のとおり、その全てに対応するといったことは人的資源や財源に照らし困難でありますことから、整備効果が見込める路線をしっかりと見極め、地域へのより丁寧な説明を心がけるとともに、連携を図りながら道路の整備を実施してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

道路の計画、改修の計画とかいろいろ検討いただきました。要望として上がっている本数が現在所有の町道の何%に当たっているか、そして、キロ数は全部の総延長の中の何%になっているか、それお分かりでしたらお答えお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的に要望といいますか、要望を受けて現地確認して実際やっている範囲もございます。すみません、要望に基づいてという話ではございますが、要望、陳情、請願の段階でもお話しさせていただきましたように、要望があったから必ずやるということではございません。どうしてもやはり限られた財源の中で、どうしても傷み具合であつたり効果的なもの、また効率的なものというのを総合的には判断させていただいた上で、対応させていただいております。ですので、基本的には、要望があつてというのもございますが、その要望を受けてやっている路線ということで全体の何%というような把握の仕方はしてございません。

ちなみに、町道のほうの実延長、総延長で約261キロとなってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 細かいことはそうでしょうけれども、これから取り組む計画期間において取り組む本数は全体の何%でしょうかというのはお分かりだと思うんですけども、それお答えできませんか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 路線数でいきますと、全体で路線数が524路線ございます。現在、答弁にもございましたように8路線進めておりますので、8割の524ということになりますと、全体の路線数からいきますと1.5%ということになります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 同じようなことをまた聞きますけれども、距離数でも把握できるでしょうか。計画に対する総延長のいわゆるキロ数、単純に計算すれば出てくると思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 具体に距離数としては、ちょっとすみません、今手元にはございません。

それと改良等、舗装修繕等々やってございますが、これらにつきましても、すみません、中には全路線というところもございますが、局部改良、その路線のうちの一部というような傷

んだところを特に集中的にやっているというところもございますので、今のところ、全体のうちの何キロ、何%というような押さえ方というのはしてございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） これからいろいろな要望が出てきて、それへの対応というのは当然出てくるんでしょうけれども、その考えを示していかないと、いろいろな集落の要望に応えられないと思うんです。私はどういう答えをされても大した影響はないんですけども、どの集落でも、自分の集落はいつになるんだろうという考え方というのは当然出てくると思うんです。

そのためのこれから造るであろう見える化、いわゆる簡単に言えば客観性です。その客観性もまだおおむね固まっていないという状況で、今後、質問なんかされた場合どう対応されるんですか。私は、その質問を何を基準に持つて判断していくのかというのはすごく重要なとと思うんです。

その辺、例えば、道路の緊急性とか重要性とか交通量、いろいろなことあると思うんですけども、素案としてもまだ出でていないんでしょうか。公表するに至らないという状況でしょうか。その辺をお聞かせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御承知のように524路線ありますので、1から524というランクづけはしません。そういうやり方をしても全く意味ないと思っています。

ですから、今改良している分、修繕している部分があって、8路線とそれから2路線が3路線あるんですが、それ以外の部分についての優先順位はもう決まっております。

1点目、1つ目は緊急輸送路へのアクセスの町道が7路線ございます。

それから、2点目、防災拠点施設へのアクセス町道、アクセスする町道です。これ4路線あります。

3点目、指定避難所へのアクセス町道は21路線があります。

4点目、指定緊急避難所へのアクセス町道は31路線ございます。

その他の町道として461路線があって、合わせて524路線ということになっておりますので、先ほど言いましたように緊急の度合いから1から4ありますので、この1から4で順番にあとは道路改良整備を進めていくということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 考え方としてそうなんでしょうけれども、それをこれから煮詰めていく

というような、いろいろ策定をしていく上で会議を進めていくということなんでしょうねけれども、それを点数評価するという考え方でしょうか。それとも、何か協議会みたいなのを立ち上げてそこで決めていく、どういうふうな考え方で進めるような考え方でしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども建設課長お話ししますように、基本的には総合的に判断をせざるを得ないと思っております。524ありますので、これを総合的に判断しないと、どうしてもあっちがやってこっちが出ないとやらないという話になりますので、そういう判断の下でありますが、さっき言いましたように、1番の緊急輸送路アクセス町道としてさっき7路線とお話ししましたが、歌津総合支所の平成の森1号線と2号線、それから南三陸町役場の東浜中央線、これ平磯の連絡線ということになりますが、南三陸病院の東浜中央線、これ東団地1号線ということになります。それから、ベイサイドアリーナ体育館の東浜中央線のスポーツ交流村線、そして志津川中学校の入り口の国道398号線の志津川環状線ということになります、これがある意味7路線の緊急輸送路のアクセス町道ということで優先度高いということで、我々としては整理をいたしているということになります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） くどいようすみませんけれども、はっきり点数で表すということではないんですね。重要度とか緊急とか、そういうふうなことで決定していくと。最終的には、まだ未定でしょうねけれども、公表するという考えはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの町長の回答にもありましたように、524路線全て点数づけて順位づけするというのは困難でございますし、また、点数づけしたことによりまして柔軟性のない計画にもなりかねないということもございますし、それと、やはり限られた、特に大規模な横断1号線のような交付金、補助金を活用して整備する路線と違いまして、基本的には維持管理、修繕も含めて、これは全て単費となります。

ということは、財源がしっかりと確保されていないと、どの路線がいつからいつまでというのはなかなかちょっと決め切れないということをございますので、安易にそれをいやこの順番でやりますというような示し方をしてしまいますと、むしろ町民の方々に、何だっけ、いついつやると言ったのにやらないなというような不信感を抱かれかねないというところもございますので、先ほどちょっと町長のほうからお話のありました緊急輸送路、防災拠点施設、あとは指定避難所等々というのは町道の中でも優先順位の高い路線ということで、その中で

も傷んでいるところ、傷んでいないところございますので、当然ながら、全線をやるというわけではなくて傷んでいるところがあったら、優先順位として高いのは、先ほど申し上げました緊急輸送路から指定避難所まで、これらの路線についてはやっぱり重要ですよねということなので、財源の許す限り、こういった路線を優先的に整備していくということで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 重要性とかそういうのは確かにそうなんでしょうけれども、なぜ重要だかという裏づけ根拠となるものを点数で評価しなかったらどう判断するんでしょう。登米市にしても気仙沼市にしても、それを点数評価で表わしているんです。だから住民に説明できるんです。これが重要だという根拠は何ですかと聞かれたら、どう返答するんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部議員の持論で点数つけろ点数つけろとよくお話ししますが、524路線を一つ一つ点数をつけていくということになりますと、相当の労力がかかるので、そのためだけに今度は建設課の職員がその仕事だけに取つかかるようになりますので、基本は、さつきから言っているように、緊急の部分とか含めていって、7路線、4路線、31路線、21路線、お話ししましたように、そういう緊急性の高いのを順番にやっていくということになりますので、例えば、524路線のうちで上が100点で524番目が3点とかなったときに、3点つけられた路線の方々はもう目を落としますよね、これ。

そういうことではなくて、やっぱりそれぞれにいろいろな災害があつたりとか、いろいろな障害があつたりして、点数は低いですが、そのときにいろいろな自然災害で駄目になったときにはここを優先してやらなきやいけないよねというのは、おのずとこれは出てくる話でございますので、そこを全部点数で順番つけてしまうと、全くもってさつき建設課長言ったように、柔軟性のない計画、ただ単につくっただけということになりかねませんので、そういうつけ方、やり方というのは、我々としては好ましくないと判断をしておりますので、先ほどお話ししたように、順番の前に路線の修繕の方向性の流れの中で進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今現在も、そういう重要性だから道路を改良なり修正なりしてきたと思うんです。そのやり方もいいんですけども、それをはっきり客観的に示す方法を出さない限り、いろいろな問題が起きると思うんです。それを点数評価で出さないとまずいんじやな

いんですかということを言っているわけです。それで、要望の上がっている本数がこのぐら
いあって、それを評価したらこうだと分かれば何も問題ないんじゃないですか。

当然、そこにいろいろな要望が出てくるでしょう。そうしたら、その要望に対して何も道路
を造るばかりが政策じゃないわけです。それに代わるような政策も打ち出していかなくちゃ
いけないんです。複雑なんです。道路というのは生活道路ですから。空飛ぶ時代が来ればま
た別でしょうけれども、今はそういう時代じゃないです。

ということは、道路をどういうふうに結びつけて住民に説得するかということを考えていか
なくてはいけない。私が質問するんじゃなくて、住民が質問してくるでしょう。それをどこ
の集落に行って、いろいろ説明会なりなんなり開いても、必ずそういう質問になると思うん
です。

そのことを私は想定して、今、質問を繰り返しているんですけども、そういうことだと思
うんです。納得できるようないわゆる進め方をすれば、何も問題はないと思うんです。そ
ういうふうに考えておりますけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） だから、これ多分議論かみ合わないんです。点数つけたのが、それが地
域の方々がその点数が正しいと、そのとおりだねというふうにこれ絶対そなるかといった
ら、そうはならないんです。地域の方々にとっては、自分の路線は一番なんです。全部そう
なんです。私のところが一番大変だと皆さんおっしゃるんです。それが点数どんと低くなっ
たときに、その根拠は何だと言われたときに、いや、緊急性とかといういわゆる我々がさっ
きからお話ししているような形の中でくくりをつくっておかないと、それこそ公平性が全く
なくなってしまう。

繰り返しますが、地域の方々は自分のところが一番大変だと思っているんです。その中で
我々がどうやってそこを公平に判断するのかということの中で、緊急性とか、いわゆる避難
所とか指定避難所とかそういう場所に行く道路は緊急性は高いですよねということでの判断
のくくりとして順番をつけようということにしておりますので、一つ一つ点数をつけるとい
うことになりますと、さっき言いましたように相当の労力が必要になりますので、すねより
ももが太くなってくるような話になってきますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと
思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も何回も同じこと言うんですけども、やはり客観的な数字というの

はある程度は必要なんです。それをある程度は示すべきものを、基礎資料というのを持っていなきやいけないと思うんです。そして、最終的には重要性に観点を置いて、これ最終的には政治決断なんです。どこの自治体、気仙沼にしても登米市にしても、最終的には政治決断です。それをはっきり説明できるぐらいに煮詰めていかないと、やっぱりトラブルは起きるんです。その方針に従って、道路だけじゃなくこういうふうな政策も加味していますよということが、私は必要だと思うんです。そういう方向性で取り扱っていただきたいと、私はそういう思っております。

私の言いたいことはこれだけですから、一応3件目の質問はこれで終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 以上で阿部司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時45分 延会